

## 第 31 回人口・社会統計部会議事録

1 日 時 平成 23 年 11 月 21 日（月） 14:00～17:00

2 場 所 総務省第 2 庁舎 6 階特別会議室

### 3 出席者

（部 会 長）津谷典子

（委 員）廣松毅、白波瀬佐和子

（専 門 委 員）原ひろみ、水野谷武志

（審議協力者）財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、日本銀行、東京都、大阪府

（調査実施者）総務省統計局：栗原労働力人口統計室長ほか

（事 務 局）内閣府統計委員会担当室：空閑調査官

総務省政策統括官付統計審査官室：金子調査官ほか

4 議 題 労働力調査及び就業構造基本調査の変更等について

### 5 議事録

○津谷部会長 それでは、定刻には若干早うございますけれども、皆様おそろいになったようですので、ただ今から第 31 回人口・社会統計部会を開催いたします。

今回も前回に引き続きまして、労働力調査及び就業構造基本調査の変更について審議をいたします。前回同様に労調、就調両方の調査につきまして同時に審議を行ってまいりますので、皆様方の効率的な審議への御協力のほど、よろしく願いをいたします。

また、本日も審議時間が長時間に及びますので、途中で休憩を入れながら審議を進めてまいりたいと思います。

それでは、まず、本日の配布資料につきまして、総務省の金子調査官から御説明をお願いいたします。

○金子調査官 それでは、お手元の議事次第を御覧いただければと思います。

本日、お配りしている資料は、議事次第の「4. 配布資料」にありますとおり、資料 1 が第 30 回人口・社会統計部会結果概要、資料 2 が第 30 回人口・社会統計部会において出された意見等に対する回答、資料 3 が結果表案への意見等に対する回答、であります。

なお、資料 1 の前回部会の結果概要につきましては、既にメールでお送りして御確認いただいておりますので、内容の説明は割愛させていただきます。

また、今回は前回に引き続きまして、個別論点の審議をお願いすることになりますが、

資料といたしましては、前回の部会で配布しました資料5-1の審査メモと資料5-2の審査メモで示された論点に対する回答、調査票の新旧対照表として、労働力調査が資料2-6、就業構造基本調査が資料4-5を用いる予定です。

お手元がない場合は、事務局までお知らせいただければと存じます。

以上でございます。

○津谷部会長 ありがとうございます。

それでは、審議に入らせていただきます。

本日の部会では、まず、前回の部会で宿題とされました事項の整理を行った後、前回審議できなかった個別論点について引き続き審議を行いたいと思います。

それから、白波瀬委員と水野谷専門委員から結果表案に対する御意見を頂いております。これに関する審議につきましては、個別論点の「集計事項の変更」のところで行うこととさせていただきます。

また、個別論点につきましては、本日で全ての内容について一とおりの審議を終えたいと考えております。つきましては、皆様方の審議への御協力について重ねてお願いをいたします。

それでは、前回の部会で宿題とされました事項の整理を行いたいと思います。3点あったかと思いますが、全て就業構造基本調査に係る事項でございます。

まず、宿題の一つ目でございます。これは、「収入が少なかった」及び「労働条件が悪かった」という二つの選択肢を統合したいという案についてです。これは審査メモの2ページ、そして、就業構造基本調査の新旧対照表の10ページとなっております。そこを御覧いただきまして「C3 どうして前の仕事をやめたのですか」という質問に対する選択肢につきまして、「収入が少なかった」と「労働条件が悪かった」、これを統合するということに関して複数の委員から前回、調査票のスペースの関係ということ以外に統合した理由を整理することが望ましいとされたかと思っております。

ということで、調査実施者の統計局から回答をお願いいたします。

○栗原室長 よろしく願いいたします。

資料2の1ページ目のところで、今の論点についての回答を掲載してございます。このところを前回の部会で御指摘を受けまして、その後、持ち帰って再度検討いたしました。

平成19年の調査結果を再度確認してみますと、「収入が少なかったため」という回答率が6.5パーセント、「労働条件が悪かったため」という回答率が10.1パーセントということで、それぞれ一定数に上るということと、調査票のスペース的にもそれほど余裕があるわけではないのですけれども、何とか入ることがありますので、収入の少なさは労働条件の一つではありますが、収入の要件のところは単独で見られる方がいいのではないかという前回の御指摘もありましたので、そこは統合をやめて、元の形に戻したいと考えております。

以上でございます。

○津谷部会長 ありがとうございます。

ということですので、統合は取りやめて、平成 19 年調査の選択肢に戻すということです。  
今の御説明につきまして、御意見や御質問のある方はいらっしゃいますでしょうか。  
廣松委員、どうぞ。

○廣松委員 私が言い出したものですから。

修正していただいて大変幸いです。確かにスペース的に苦しくなるのかなという印象を受けますが、この修正案でよいと思います。

○津谷部会長 ありがとうございます。

その他に御意見、御質問はございますか。

それでは、この件につきましては、そのほか特に御意見がないようですので、御了承いただいたものといたします。

それでは、宿題の二つ目に入らせていただきます。審査メモの 3 ページ、また就業構造基本調査の調査票新旧対照表の 13 ページを御覧ください。「E 育児・介護の状況について」におきまして、一つ目の設問「ふだん育児をしていますか」の「ふだん」とこれに続く質問の「この 1 年間に育児休業などの制度を利用しましたか」の「この 1 年間」との整合性について再整理をすることとされておりました。

これにつきまして、統計局からの回答をお願いいたします。

○栗原室長 お答えいたします。

これにつきましても、前回の御指摘を踏まえて中で再度検討いたしましたところがございます。

回答ですけれども、まず、本調査が「ふだんの就業状況」を主に把握するための調査ということがございますので、育児・介護休業等の制度の利用状況につきましても、ふだんの状況としての就業状況ですとか就業希望意識などと組み合わせた集計を行うことになるということがございます。したがって、制度の利用状況についても、ふだんの就業状況とある程度対応する形で把握する必要があるのではないかと考えております。

まず、御意見を頂いたうち、「現在利用している」としてはどうかという、利用状況についての御意見についてでございますけれども、仮に「現在利用している」ということにしますと、調査時点でたまたま制度を利用中の者以外、短期間の休業利用者などが対象から落ちてしまって、十分把握できない可能性があるのではないかと考えます。

例えば選択肢の一つに入っております子の看護休暇などの場合ですと、1 年間に 5 日までなどという形になっておりますので、今、使っているかということにすると、把握の面で必ずしも十分ではないのかなということがございます。

一方、「過去に利用したことがある」という立て方でどうかという御意見も頂いたところがございますが、仮に「過去の」ということにしますと、過去利用したもの全てがここに入ってきてしまうということになります。例えば複数のお子様のいる世帯の場合ですと、現在の育児の対象と制度の利用の対象が一致しない場合が出てきてしまうおそれがあると

ということで、その辺りは分析上、支障が出てくるということになってしまうのかなと思っております。

なお、育児支援の利用状況ということで例を一つ申し上げますと、政府の方で「仕事と生活の調和推進のための行動指針」ということで、これはワーク・ライフ・バランスの推進の取組みでございますけれども、この中で男性の育児休業取得率があるのですが、これを捉える際もある時点を起点として1年間に配偶者が出産した方、その場合に対する男性の育児休業取得率という捉え方をして、それを何年後の目標数値を幾らという形で時系列的な変化を見ていく捉え方がされている。そういった例もあるところでございます。

したがって、制度の利用状況の捕捉、分析の両面から最もバランスのよい捉え方というのは1年間なのではないかと考え、そういう整理をさせていただいたところでございます。

○津谷部会長 ありがとうございます。

今の御説明につきまして、御意見や御質問のある方はいらっしゃいますか。

白波瀬委員、どうぞ。

○白波瀬委員 この場合、結論から申し上げますと、どういう形を採っても抜け落ちることが出てきますので、どのような情報を優先して聞き取るかということだと思っております。ここでの問題になっていたのは、育児の対象が未就学児ということですので、現在4歳の子どもを育児している、ただ、その子が1歳のときに育休を取ったということになりますと「この1年間に」というのは、ふだん育児をしても育休を取ったところには丸がいかないという不整合があったかと思うのですが、いずれしても抜け落ちるということはどの組合せでもありますので、致し方がないかなと感じました。

以上です。

○津谷部会長 ありがとうございます。

そのほかに御意見、御質問はございますか。よろしいでしょうか。

それでは、これにつきましても、そのほか特に御意見がないようですので、御了承いただいたものとさせていただきます。よろしいでしょうか。

それでは、宿題の最後、三つ目でございます。審査メモの7ページ、また、就業構造基本調査の調査票新旧対照表の4ページを御覧ください。「A1の3 雇用契約期間の定めの有無・1回当たりの雇用契約期間」におきまして、選択肢の「1か月以上1年以下」に回答が集中されるということが想定されるため、この区分について再度検討が必要と考えられるとされたこととさせていただきます。他府省等が実施している、世帯や個人を対象とした雇用契約期間に係る調査の結果を踏まえ、検討することと前回されたかと存じます。

これにつきましても、統計局から回答をお願いいたします。

○栗原室長 回答いたします。

まず、こここのところにつきましては、平成19年の調査結果で雇用形態別雇用者数割合の問題となっている「臨時雇」のところ、雇用契約期間が「1か月以上1年以下」のところ

を見てみますと、割合としては11.3パーセントとなっております。

したがって、全体として見た場合には必ずしも多数の回答があるわけではありませんで、余り細かく区分するのは適当ではないということは一つあるのですが、部会での御意見と原専門委員から先行調査の資料を送っていただきまして、その辺りを確認したところ、やはり「1か月以上1年以下」のところ特に頻度が高いものとして、6か月と12か月が特に高いと確認できました。

その辺りを踏まえまして、「1か月以上1年以下」について、6か月のところで区切りを一つ入れるという形でここは整理をいたしたいと考えたところでございます。

○津谷部会長 ありがとうございます。

今の御説明につきまして、御意見や御質問のある方はいらっしゃいますか。

では、原専門委員、どうぞ。

○原専門委員 御検討いただき、ありがとうございました。

提出した資料なのですが、1年以下のところ大きな山があって、6か月も、という御説明がありました。もう一つ、大きな山があったのが3か月のところなのかなと思うのです。3か月か6か月かということは、非正規の人にとっては多分大きな違いなのかなと、思っているところです。質問の趣旨は、もう一つ選択肢を増やせないかという趣旨なのです。「1か月以上6か月以下」のところにもう一つ加えていただくのは不可能でしょうかということなのです。

無理なことを言っていることはよく分かっているので、こういう対応策ができないかと思うのですが、例えば「定めがない」とか「わからない」とか、これを縦書きにすると、かなりスペース的に余裕はできるかと。ただ「定めがある」との並びが悪くなるのはよく分かるのですが、限られたスペースの中でできるだけ情報を得たい。先行研究から3か月で一つの山があるのは分かっているので、6か月と一緒にしてしまつて情報をつぶすよりは、分けられる工夫が考えられないでしょうかという質問です。

○津谷部会長 では、統計局、どうぞ。

○栗原室長 「定めがない」とか「わからない」を縦書きにするという方法も全体のバランスから言うと、少し厳しいかなということで、まず、スペース上の制約が一つございます。

それから、3か月のところも山があるのではないかというお話ですが、原専門委員から頂いた資料を見ると、12か月が構成比でいくと42パーセント、6か月が31パーセント、3か月が12パーセントですので、山といっても6か月や12か月と比べると、これは低い山ということになるかと思えます。

冒頭申し上げたとおり、「臨時雇」は全体で見れば11.3パーセントですので、必ずしもそんなに高くないということがありますので、切り方としてはこれ以上、切り刻むのは適当ではないかなと考えております。

○津谷部会長 その他、御意見はありませんでしょうか。

原専門委員、よろしいですか。

まず、原専門委員から、そして、次に廣松委員、お願いいたします。

○原専門委員 そうですね。1か月未満のところをこれ以上切らない方がいいというのは全く同じ賛成の意見なのですが、12から15パーセントぐらいはいるようなので、やはり区切れたら区切った方がいいかなと、まだ思っています。

調査票上の並びが悪いということなのですが、今、案として頂いている就調の例えば「A10」とかは「していない」と「している」が横書きと縦書きが混ざっている感じなので、別にほかのところでそういうことをしていないわけではないので、まだ検討の余地があるかなとは思いました。

○津谷部会長 ありがとうございます。

では、廣松委員、どうぞ。

○廣松委員 教えていただきたいのですが、3か月とか6か月というのは何か法的な根拠があるのか、それとも単純に現実、そういう状況になっているのか。そのところをもし教えていただければと思います。

○津谷部会長 原専門委員、どうぞ。

○原専門委員 今、私が申し上げたのは、過去のデータではそうなっていますという現実、後者の方です。

○津谷部会長 統計局、何か御説明、御意見はございますか。

○栗原室長 全体が1割ですので、そのまた1割で更に10分の1ですので、山があるといっても、繰り返すようではけれども、本当に更に選択肢を分けなければいけないほどのものなのかどうかというのは、今一つ疑問点なのかなという気がいたします。

○津谷部会長 では、白波瀬委員、どうぞ。

○白波瀬委員 ありがとうございます。

原専門委員、原専門委員は非正規についてかなり実態調査等をされておりますので、その重要さを痛感されており、今後、非正規の中自体が階層化していきますので、そういう意味でも中を細かく見るという重要性を強調されるのも分かるのですが、ここの質問だけで全てを網羅することは多分難しいと思います。親調査としては例えば、6か月未満にある者の割合を把握し、その詳細な中身については、労働政策研究・研修機構等でなされている詳細な調査結果をバックアップした形でさらなる結果の解釈を進める、というやり方がよいのではないのでしょうか。余り細かい字をたくさん並べるとするのも問題だと思いますし、この統計局の修正案は、一つの妥協策かなと私は思います。

以上です。

○津谷部会長 ありがとうございます。

水野谷専門委員、何か御意見はございますか。

○水野谷専門委員 いえ、私も現実が3か月、6か月、12か月になっている背景みたいなものが非常に重要であれば分けなければいけないとか、そこら辺に単純に興味があるので、

もし何かお分かりであれば教えていただければというぐらいで、特にこうしたらいいというのは、私も案は持っておりません。

○津谷部会長 すみません、私は司会ですけれども、二点言わせていただきます。

まず、6か月になっているというのは、たしか6か月を超えると雇用主が社会保険やその他の負担が増えるということではなかったかと思います。そのため、6か月で一時的に契約を切って、また再雇用ということがあると伺っております。

ただ、これを3か月にするということですが、先ほどからパーセンテージの話が随分出ているのでけれども、割合を計算するためのベースによって、つまり100パーセントは何を対象にしているのかによって、パーセンテージの意味も変わってきます。

原専門委員からの既存調査の結果を見せていただきましたが、就業構造基本調査は基幹統計調査であり、非正規雇用を対象にした調査ではなく、就業に関する最も一般的かつ第一義的な調査です。有期の雇用契約期間のある方が大体1割で、その1割の中のさらに1割ということになりますと、およそ1パーセントになってしまいますので、これで全てをカバーするという事は、なかなか難しいのではないのでしょうか。

今回様々な改善、変更が出ております。ただ、もう一方で雇用の非正規化が進んでいるということはおそらくあると思いますので、今回の調査を踏まえまして、次回の調査及びそのほかの調査から得られる非正規雇用の割合をみて、その必要性が出てくれば、「1か月以上1年未満」についても含めて設問の仕方を見直すということで原専門委員、いかがでしょうか。今回はこれで御了承いただけますでしょうか。

○原専門委員 はい、御趣旨は理解しました。今回はこれで構わないと思います。それでも残念だなという気持ちは残りますが、ここで6か月という区切りを追加していただけたのは非常に大きいと思っています。御検討いただきましてありがとうございました。

○津谷部会長 御理解ありがとうございます。

それでは、これでよろしいでしょうか。

では、御了承を頂いたものとさせていただきます。ありがとうございました。

では、前回の続きの個別事項の審議に戻りたいと思います。

前回の部会では、審査メモの「(1) 公的統計の整備に関する基本的な計画を踏まえた変更等」、そして、「(2) 統計法施行状況に関する審議結果を踏まえた変更等」まで審議を終えたかと思えます。

本日は残りの部分、審査メモの10ページからになるかと思いますが、「(3) 東日本大震災の仕事への影響について把握するための追加」、及び審査メモ11ページからの「(4) その他」について審議を行いたいと思います。

それでは、資料5-1の審査メモに沿いまして、「(3) 東日本大震災の仕事への影響について把握するための追加」につきまして、金子調査官から説明をお願いいたします。

○金子調査官 それでは、審査メモの10ページを御覧いただければと思います。「(3) 東日本大震災の仕事への影響について把握するための追加」ということについてでございま

す。これは、資料4－5の就業構造基本調査の新旧対照表の14ページにございますが、就業構造基本調査に東日本大震災の仕事への影響についての設問、具体的には震災による仕事への影響や避難の有無といった設問でございますが、こうしたものを新たに追加するというものであります。

これにつきまして、今回の震災における被災3県の震災前の就業者は約270万人、また震災による避難生活者の数も非常に多数に上り、一時的には最大50万人程度の避難者が出たと言われておりますことから、被災地において雇用の実態を表すデータが求められている。

震災後の被災者の数などのデータはあるわけでございますけれども、震災により雇用にどのような影響があったか、また、その後の雇用状況の変化といったものにつきまして詳細に捉えられるデータはない。更に避難先は東北にとどまらず全国に及ぶということで、この就業構造基本調査のような大規模標本調査であれば、各地への避難者の雇用の状況も把握することが可能であるということから、今回の震災による居住地移動や就業異動の状況について把握するために必要な設問を追加することとしたいということでございます。

この趣旨につきましては、基本的に私どももおおむね適当と判断しているところでございますが、3点ほど、統計局に説明を求めている事項がございます。

審査メモ11ページの上の方の論点の①から③でございますけれども、①は報告者への配慮という問題であります。この設問は大震災の被災県の報告者につきましては、当然のことながら仕事とか家とか家族を亡くしたといったある種悲しい記憶を引き起こすものであるということで、こうした方々に十分な配慮をするということは当然であります。それ以外の方々、いわゆる大震災以外の天災を受けた方々も報告者の中には入ってくるであろう。こういった方々にとっては、なぜ大震災のことだけ聞くのか、他の災害による被災といったことについて聞く必要はないのか、ある種反発といったものが生じるおそれはないのか、こうした点に配慮する必要はないのかということが、まず①の点でございます。

それから、②の点はいわゆる大震災のそもそも被害の定義であります。東日本大震災による「直接の被害」と書いてあるわけでございますけれども、この「直接の被害」とは具体的にどのようなことを、どこまで想定しているものなのか。例えば、報道等でよく言われておりますが、風評被害といったものも報告者によっては被害と受け止めている方もいらっしゃるのではないか。この辺りについてどうなのかということが②2の点であります。

③の点は調査結果の利用についてであります。先ほど、実施者の見解を様々申し上げましたが、実際に調査結果についてどのような施策に利活用されることを想定しているのかという点につきまして、より具体的に説明をお願いしているということでもあります。

本事項については、以上であります。

○津谷部会長 ありがとうございます。

就業構造基本調査により、東日本大震災の仕事への影響について把握するというを目的として、これら一連の調査事項を追加するというにつきまして、統計審査官室か

ら以上のように三つの問題提起がなされております。これについて実施者の統計局から御説明をお願いいたします。

○栗原室長 資料5-2の3ページの最後から4ページにかけてが該当部分になります。3点の論点ということですが、順にお答えいたしますと、1点目は、今回震災のことを聞くのですが、それ以外の台風とかの被害に遭われた人も中にはいるので、そこは配慮する必要はないのかという御指摘ではないかと思えます。

今回の東日本大震災は本当にこれまでないような未曾有の災害ということで、被害も広範かつ甚大であるということは、誰も否定する人はいないと思えますので、そうした中で今回こういったことを調査する必要があるということを調査対象の方には説明できるように、そこはしていきたいと考えております。

2点目の「直接の被害」とは具体的にどういうものを指しているのか、例えば風評被害との関係などはどうなのかという御指摘ですが、ここで想定しております「直接の被害」と申しますのは、勤め先の事業所が物的、人的な被害を受けた場合、原発事故の避難区域の場合も含めております。そういったものですか、本人が震災でけがをしたりとか住居が倒壊したりして就業が困難になったとか、何らかの仕事へ影響が出た場合ということをご想定しております。

一方、風評等の影響ですとか、そのほかにもサプライチェーンの被害とか色々間接的な影響によるものも今回あるわけですが、ただ、間接的な影響につきましては範囲の確定が困難と言いますか、第2次波及あるいは第3次波及という形でかなり波及している部分がありますので、そこを統計的に正確に捉えることは難しいのかなと思っております。

そういったこともあって、今回「直接の被害」というのを今、申し上げたような形に限って調査するわけですが、調査対象者の方にはこういう被害の定義を「調査票の記入のしかた」等で説明することを考えております。

3点目の調査結果の利用ということでございますけれども、これにつきましては被災地の雇用の実態を表すデータが不足している、求められているということがありますので、まず一つには、被災地の雇用を中心とした今後の復興対策に役立ててもらおうということがございます。もう一つは、こういった大規模な自然災害が起こった際の雇用への影響を示すデータになりますので、今後、大きな災害が起こったときの雇用対策などの基礎資料としても有効ではないのかなと考えております。

なお、今回、集計のところでは県単位の結果に加えまして県内ブロックの集計も予定しておりますので、そういう意味で被災地の雇用に関する詳細なデータを提供することが可能になると考えておるところでございます。

以上です。

○津谷部会長 ありがとうございます。

ただ今の御説明を踏まえまして、御質問や御意見のある方は、どうぞ御発言をお願いいたします。

水野谷専門委員、どうぞ。

○水野谷専門委員 勘違いしていたら申し訳ないのですけれども、気になったということなのですが、調査票の「F 2の2」で「現在 避難をしていますか」という、今の回答のやり取りとは話が違うのですけれども、この質問でもよろしいですか。

○津谷部会長 はい。

○水野谷専門委員 「現在 避難していない」の中に「震災後に転居した」と「震災前の住居に戻った」とあるのですけれども、転居した人は避難した人に含めないという解釈でよろしいのですか。

○津谷部会長 つまり、「現在避難していない」に震災前に転居をした人は含まないということによいのかという御確認でしょうか。

○水野谷専門委員 「震災後に転居した」ということなので、被災しまして泣く泣く転居をされたという人がずっと思い付くのですけれども、そういう方は「避難していない」という分類になっていていいのかなと思ったのです。

○津谷部会長 現在避難はしていないけれども、震災後には転居をしている、それでよろしいのかという御確認ですね。

○水野谷専門委員 はい。

○津谷部会長 では、統計局、お願いいたします。

○栗原室長 元々「F 2」は避難したか、しなかったかを捉えた上で、避難した人に今、避難しているかどうかを聞いているということです。調査時点で避難状態が継続しているかどうかと問う質問になっております。転居の人の場合、本人がまだ避難しているという意識であれば、当然一番左の「避難している」に回答すると思います。そうではなくて本当に転居した、新天地を求めたではないのですけれども、そういう場合には「転居した」という方になってくるのだと思います。

○津谷部会長 先ほどの御説明でよろしいでしょうか。つまり、二重に避難したかどうか、そして、現在も非難を続けているのか。つまり、ずっと避難が継続しているか、そうではなくて、現在はもう避難していないのだけれども、震災後に転居をしてしまったのか、または元の住居に戻ったのかという分け方でクロス集計を重ねていくということであろうかと思いますが、水野谷専門委員、よろしいでしょうか。

○水野谷専門委員 はい。

○津谷部会長 そのほかに御質問、御意見ございますか。

廣松委員、どうぞ。

○廣松委員 全体に関して伺いたいのですけれども、就業構造基本調査の標本設計は国勢調査の調査区に基づいているわけですね。そうすると、調査票の配布の仕方ですが、被災3県に関してはどういう処理をするのか。

それから、実際にここで避難した人はどういう形でこの調査票が届くのか。そこが気になって、言わばこの質問、「F」全体の出現率はどのぐらいのものとお考えなのか、そこの

ところを伺えればと思います。

○津谷部会長 ありがとうございます。

要は、サンプルが 2010 年国勢調査の調査区に基づいて標本抽出されているので、どのようにこの調査票が被災 3 県を含む抽出された人々、つまりサンプルフレームに含まれた方に届くのか。そして、どれぐらいの頻度でこの質問に該当する方が出現すると予想されているのかということでございます。

統計局、お答えいただけますでしょうか。

○栗原室長 標本設計は平成 22 年の国勢調査結果に基づく形になりますが、調査後に震災が起きてしまったので、確かに状況が変わっている部分があります。したがって、そこはこちらで情報を補足しまして、仮設住宅地区は仮設住宅地区で、別途取ってきた情報を踏まえて調査区の情報に付加して、標本設計の層化の際にも組み込むような形にして一定数が取れる形にすることを考えております。

したがって、仮設住宅も一定の割合で調査対象になりますので、そこは直接調査員の方が調査票を配布することが原則にはなるかと思っております。あと、仮設住宅にいらなくて民間の借家などに避難している人の場合には通常の調査形態と変わりませんので、そういう形になると思います。

それから、出現率ということですが、先ほどの金子調査官の説明でもかなりの方が被災に遭っているということでもあります。この中でもハローワークの数字で離職票等を交付された人の数だけでも 18 万人ぐらいおります。就調は人口比に対して 100 分の 1 の抽出率ですので、18 万人の 100 分の 1 ですから少なくとも数千人ぐらい、離職された方だけでもそのぐらいいますので、その他いろいろと影響が出た人も含めると、それなりの数は入ってくるのかなと思っております。

○津谷部会長 よろしいでしょうか。

○廣松委員 分かりました。

○津谷部会長 では、白波瀬委員、どうぞ。

○白波瀬委員 これだけの規模の調査に震災による影響をみるための質問項目を入れることの意味は大変大きいと思いますので、是非、入れていただきたいと私自身も思います。

ただ、廣松委員からも御質問がありましたが、被災 3 県に留まるわけではなくて全国に被災した者が散らばっているので、その方々からも調査回答してもらうことができるメリットが極めて大きいと思うのです。ですから、要するに全国を対象にして、なおかつ 3.11 を契機に働き方に変化があったかを、被災地に住んでいた者のみならず日本全員を対象に聴き取ることができるのは大変大きなメリットだと思うのです。

ですから、そういう意味で誤解を招かないように、つまり、これがモジュールというか特定の対象者のみに対する質問項目ではなくて、調査対象者全員に対してこの大震災が起こったとき前後に何があったについての質問であることを明確にした方がよいと思います。もちろん、それはブロックごとにクロスをかけるということですので、実際に被災地の者

についてはどういう結果かということも見られると思うのです。この度の震災によって被災3県のみならず日本の国全体に大きな影響がありまして、その全体像が実際に本当はまだ分かっていないというのが実情でございますので、そういう意味ではこのような調査を最大限利用して質問できればいいなと思いました。

ですから、そういう意味で仕事への影響ということであると、もう少し仕事に特化したというか、避難しましたか云々という事項を地理的な移動という観点からも明らかにしたいということも本当によく分かりますが、実際に仕事を変えたか変えなかったか、それが東日本大震災による被災によるものなのか否かというところで、イベントとその前後の仕事の状況を、段階を追って質問するという手もあるかとは思いますが。

ただ、これだけのスペースで効率的に重要な事項をどう質問するかについて、いろいろ考えられたということは十分理解できます。それでも、調査対象者全てを対象とする質問である点をより明確にするようなことは考えられないかというのが、私からの質問です。

○津谷部会長 確認ですが、これですと、同じ県の中で避難された方、つまり東北3県の方のみを対象にしていると誤解されかねないということでしょうか。

○白波瀬委員 という印象があると困るというか、これはそうではないということを強調してもよいのではないのでしょうか。繰り返しになりますが、日本全国に在住する方を対象とした調査であるメリットはきわめて大きいわけですから。

○津谷部会長 確かに、東北3県でも同じ県の中で避難された方、東北3県の中でほかに避難された方、そして、その東北3県以外の都道府県に避難された方がおられます。データによりますと、44都道府県に避難された方が散らばっているということですので、これは全国調査なので、とにかく漏れないようにするということが大変大事だということだと思いますが、それについて統計局、何か御説明がありましたら。

○栗原室長 全員の方がそういう意味で対象だということを明示するというのが、まず、必要かと思しますので、一応「F」の見出しの後には括弧で「全員が記入してください」ということは付けております。その他色々問い合わせがあった場合、調査世帯から聞かれた場合には調査員さん等がお答えできるように、その辺りは十分準備しようとは思っております。

震災をきっかけとした仕事の変化の様子をということですが、色々な質問とのクロスができるように基本的な事項ということでスペースも見ながら絞り込んだわけなのですが、変化の状況という意味では「C」の欄で前職の状況を一つ聞いておりますので、仕事の影響があった人とクロスすることである程度見られる部分はあるのかなとは思っております。

○津谷部会長 いかがでしょうか。「全員が記入してください」と書いてありますので、何とかここで見ていただきたいということではないかと思っておりますが、どうでしょうか。

○白波瀬委員 分かりました。ここでは大震災の影響を検討できるような質問項目を用意されていると思うので、その時期での状況を質問したいという点を明確にできればよいと

考えました。

もう一つ、大震災とは関係なくとも身内を亡くされたり、いろいろなかなり悲しい出来事がある方もいらっしゃるので、あえて東日本大震災についての質問を取り上げるという点については、少しでも配慮できればよいと感じました。ただ、私も具体的にこのような表現、といった意見があるわけではないので、申し訳ありません。

○津谷部会長 統計局、何かございましたら。

「F1」だと思うのですけれども、ただ、直接の被害によるということですので、家族や親戚を亡くしたということは直接の被害ですが、ここは仕事への影響に絞っておりますので、おそらく「家族や親戚を亡くして大変に悲しい思いをされましたか」という質問ではないと思います。これは就業構造基本調査であり、そして、間接的なものではなくて直接の被害ということですので、この設問と避難したのかどうかという設問とのクロスを取るという御趣旨ではないかなと理解をしておりますが、いかがでしょうか。

○栗原室長 少しでも補足いたしますと、こういった調査の中で亡くなったとかを聞くというのも抵抗が一つあるだろうなということと、やはり一番取りたいのは雇用との関係ですので、そういったことを諸々総合的に勘案して、ここは仕事への影響ということに整理したという経緯がございます。

○白波瀬委員 この点は、私もそういうつもりを言っていることはありません。仕事に集中してよろしいと思います。

○津谷部会長 よろしいでしょうか。

「全員が記入してください」ということをもう少し目立つようにするとか、確かに場所がないのですけれども、色を変えるとか、とにかく皆さんに答えていただきたいという意図を明確にする。それが恐らくこの調査の利点、強み、長所を生かす一つの道だと思いますので、レイアウトを考えていただくということで、とにかく被災3県の方以外の方がここで回答をやめてしまうということがないように御配慮いただくということで、よろしいでしょうか。御了承いただけますでしょうか。

ありがとうございます。それでは、御了承いただいたものとさせていただきます。

では、次に「(4)その他」に関する事項に移りたいと思います。それでは、資料5-1の審査メモに沿って「ア 教育区分について把握するための変更等」について、金子調査官から御説明をお願いいたします。

○金子調査官 それでは、審査メモの11ページを御覧いただければと思います。「(4)その他」の「ア 教育区分について把握するための変更等」についてであります。

この項目は近年の高学歴化の進展への対応、あるいは学卒の経済情勢とその後の雇用形態との関係の分析といった観点から調査事項の変更が2点計画されております。

1点目ではありますが、資料2-6の労働力調査の新旧対照表の5ページを御覧いただければと思いますが、こちらで卒業の選択肢の一つであります「大学・大学院」というもの

を「大学」と「大学院」に分割するということでもあります。

これにつきましては、学校基本調査という文部科学省で実施されている調査結果等によりますと、大学院の在学者数は平成4年の場合、約11万人であったものが平成23年には約27万人ということで約2.5倍といった増加を示しているということ。これはいわゆる高学歴化に伴う大学院進学者の増加が著しいということでもあります。また、近年、大学院卒業者の研究職のポスト不足が顕在化しておりまして、ポストドクターの就職難といった問題も発生しているところであります。

このようなことから大学院卒業者と就業状況の関係を把握、分析することを可能とするといった観点から「大学・大学院」という選択肢を「大学」と「大学院」に分割したいということを計画されているわけでもあります。

これにつきまして私どもといたしましては、11ページの下段の論点にありますとおり3点ほど統計局に説明を求めているところであります。

1点目は、学歴はそもそもプライバシー性の高い調査事項ということで、こういった労働力調査という経常調査において把握することに対して忌避感を招くおそれはないかという点であります。

2点目は、大学院卒業者の就業構造につきましては、就業構造基本調査において継続的に把握しておりまして、就業者約6,000万人という中で大学院卒業者が多くなってきたとはいえ、まだ約138万人、比率的にいけば、約2.3パーセントと非常に小さいことを考えますと、労働力調査で頻繁に大学院卒業者と就業状況の関係を把握する必要性がどこまであるのだろうかというところであります。

3点目は、本件の変更事項と直接の関連ではありませんが、ここの関係の該当の選択肢として「小学・中学・高校・旧中」、こういったくくりのものがあります。こういった選択肢でありますと、例えば最近、社会問題となっている高校中退者といった若年無業者の状況が必ずしも十分に捉えることができないのではないかと指摘も考えられまして、こうした指摘に対してどのように考えるかということがあるのではないかと考えております。

これらの点につきまして、統計局に説明を求めているところであります。

もう一つ、今度は教育の関係で就業構造基本調査の関係ですが、審査メモでいきますと12ページを御覧いただきたいと思えます。就業構造基本調査の新旧対照表の1ページ目にありますけれども、就学状況が「卒業」という方について新たに「卒業時期」を問う調査事項、具体的には卒業時期が「昭和57年以前」か、あるいは「昭和58年以後」という形、更に昭和58年以降の場合、卒業年を把握するという設問を追加するということでもあります。

あと、学校区分の選択肢については、その一つであります「専門学校」について修業年限別に「1年以上2年未満」、「2年以上4年未満」、「4年以上」、この三つの区分に細分化するということが計画されております。

最初の卒業時期につきましては、学卒時の経済情勢が例えばバブルの頃か、あるいは就

職氷河期かといった状況がその後の雇用形態等に大きく影響しているであろうということから、卒業時期とその後の雇用形態などの関係を明らかにするための変更ということで、基本的にはおおむね適当と私どもは判断しております。

ただ、これに関しまして2点ほど統計局に説明を求めています。それが12ページの下段の方の論点①、②です。①は卒業時期について、考え方としては卒業後30年を基準といたしまして「昭和57年以前」と「昭和58年以後」という形で分けているということであり、例えば15歳から24歳までのいわゆる若年層の失業率の動きを見ると、昭和62年頃までは上昇傾向にありまして、その後、やや低下して平成5年から再び上昇傾向といった動向となっております。こうしたことも踏まえた上で「昭和57年以前」、「昭和58年以後」という設定が適当であるのかどうかということでもあります。

2点目は②に書いてありますとおり、昭和58年以後の場合、具体的卒業年を把握することとしておりますが、確認の意味ですけれども、結果表ではどのように表章されるかということでもあります。

もう一つ、いわゆる学校区分の専門学校の選択肢の問題であります。これにつきましては、従来は専門学校のみであったわけですが、これについて従来の専門学校のみという選択肢であると、学校区分上の大学等と同等に当たる修業年限4年以上という専門学校も含まれてしまうといったことで、より実態を正確に捉えるという観点から専門学校を修業年限別の3区分に細分化するとしているところでありますが、これにつきましても若干、統計局に確認を求めている事項があります。

これが論点③であります。平成22年の学校基本調査結果で専門学校の修業年数を見ますと「2年以上4年未満」が82.3パーセント、8割以上がここに当たるという中で、今回、こういう形で選択肢を三つに細分化するということが適当かというところであります。これについて実施者に説明を求めているということでもあります。

また、今回の変更事項ではありませんが、就学状況の選択肢に「在学したことがない」という選択肢がございまして、いわゆる15歳以上で小学校、中学校も含めて「在学したことがない」に記入するという方々はどれぐらいいるのだろうか。前回調査の結果を見ても、これも具体的な数字が掲載されていないようなので、これについて統計局に説明を求めているところであります。

この関係では、御説明は以上であります。

○津谷部会長 金子調査官、ありがとうございました。

今、まとめて労働力調査と就業構造基本調査の教育に関する質問について問題提起、御説明をお願いしたわけですが、最初に労働力調査の特定調査票の「E1」の教育、これは新旧対照表の5ページでございます。まずそれについての御説明を実施者の統計局から頂き、御質問や御意見を受けまして、そして、その後、今度は就業構造基本調査の教育に関する統計局からの御説明、そして、御意見、御質問をお受けするということで分けて審議をさせていただいてよろしいでしょうか。

では、「E1」、労働力調査特定調査票の教育について統計局、御説明をお願いいたします。

○栗原室長 資料5-2の4ページの下段の方になります。

3点ありますが一つ目、学歴はプライバシー性の高い調査事項なので忌避感といったこととございます。学歴につきましては世帯員に関する基本的な情報でございます、就業に関する調査事項とのクロス集計をすることにより有用な情報が得られるために、これまでも調査してきているというところとございます。

ただ、報告者負担の観点、忌避感という話もありましたけれども、そういった辺りも考慮して毎月調査する基礎調査票ではなくて、2年2か月目、最後の月に調査する特定調査票で把握するというところで一定の配慮はしているということとございます。

大学院生のところを把握する必要性がどこまであるのかということですが、そもそも何で把握するのかというと、大学院卒の高学歴の方の就業の問題も含めて若年無業者の就業対策が一つ問題としてありますので、そこは余り異議がないところかなと思います。

実際、平成23年3月の状況ですと、修士課程修了者の方が7万5,000人、博士課程修了者の方が1万6,000人ということで合わせると10万人近くの方は大学院の修了者となっております。なおかつ、ここは特定調査票でありますので、四半期に一度の調査でありますから、集計する場合にも3か月分をためての集計になりますので、サンプル的に問題と言えるほどのものではないのかなと思っております。

関係省庁から、OECDの方から学歴別の就業状態のデータを求められているので、この対応のためにも分割してほしいといった要望もあるところでありますので、そういった辺りを勘案して分けておることが一つあります。

3番目の高校中退者の把握という話とございますけれども、高校中退者の数は平成22年度のデータでいくと5万3,000人ということで、中途退学率も1.7パーセントということで傾向的には少なくなっているという状況にあるようでございます。したがって、この程度の規模でありますと、なかなか大規模な標本調査でも安定的に結果を得るのは難しいのかなと思っております。

仮に把握しようとしても小、中、高、旧中を単に分割しただけではだめで、別途、中退かどうかまで捉えなければいけないということで、そういう意味でいろいろとハードルは高い話なのかなと思っております。

以上です。

○津谷部会長 ありがとうございました。

まず、「E1」の「教育」の卒業の部分、前回の調査では「大学・大学院」と一緒になっていたものを分割するというところで問題提起された三つの点につきましての統計局からの御説明でございます。御意見、御質問はございますか。

では、白波瀬委員、どうぞ。

○白波瀬委員 質問項目としてなかなか聞きにくいとおっしゃっているところを指摘して

申し訳ないのですけれども、中退者というものは就業を考えると、高校中退者のみならず大学、大学院も含めて実は深刻な影響を及ぼします。

ただ、時系列的な整合性を考えると、現時点でそれを審議することが妥当かどうかは分からないのですけれども、個人的な意見としては、できれば卒業したのか、それとも中退なのかについての質問があると有益だと感じました。該当者の人数的なことを考えますと、「在学したことがない」という選択肢の代わりに卒業如何についての質問を検討することも考えられます。もちろん、「在学したことがない」という方もゼロではないとは思いますが、学歴の効果を厳密に見る上には、中退か否か、あるいは大学院を別途設ける方が有益なのではないか思いました。

以上です。

○津谷部会長 ありがとうございます。

今後の課題ということで御指摘を頂いたわけですが、そのほかに御意見ございますか。では、廣松委員、お願いいたします。

○廣松委員 私は「大学院」を設けること自体は、先ほど統計局の説明にもありましており、国際的な要請からいってもやむを得ない、必要なものだろうと思います。

その上で、確かに「在学したことがない」というものが就調にも労調の特定調査票にも入っているわけですが、そこの意味をもう一度御説明を頂ければと思います。

○津谷部会長 統計局、よろしいでしょうか。お願いいたします。

○栗原室長 「在学したことがない」というのは、回答を先取りするようになってしまいますけれども、就調でいくと平成19年調査で20万人ほどおります。したがって、この選択肢を設けないと答えるところがなくなってしまいますので、あるいは「卒業」「在学中」とか適当に答えられてしまうと、ほかの質問の精度まで影響が出てしまいますので、そこは一つ設けております。

○廣松委員 「在学したことがない」というものは、就調の方でいくと「卒業」、「在学中」、「在学したことがない」という3分類をまず、やるわけですね。そうすると、意味がよく分からないのですが、これは中退ということと同義とお考えなのですか。

○津谷部会長 統計局、いかがでございますか。

○栗原室長 そこまでは、中退された方がどう回答するかまでは正直分かりませんね。

○津谷部会長 白波瀬委員、どうぞ。

○白波瀬委員 単純にクロスすることができるのではないかと思います。就学状況と学校区分をクロスしたときに、小学校にもどこにも回答がないという人が就学したことがないということですか。その辺りどのようになっているのでしょうか。確認です。

○津谷部会長 何をクロスするのでしょうか。

○白波瀬委員 就業状況と学校区分をクロスした結果というか、学校区分というものが教育状況で今、「卒業」か「在学中」か「在学したことがない」というのが上であって、その次に学校区分がありますね。それで「在学したことがない」という人はこの下には絶対い

かないように指示されているということですか。

○栗原室長 在学したことがない方は「5」に飛んでしまいますので、クロスはそういう意味ではないことになります。

○津谷部会長 よろしいでしょうか。

金子調査官、どうぞ。

○金子調査官 ちなみに前回調査の「調査票の記入のしかた」を見ると、ここについていささかというか、こういう記載があります。「在学したことがない」とは、「学校に在学したことがない場合や小学校を中途退学した場合をいいます。」という記載があります。したがって、多分すごく高齢の方で例えば小学校に行ったけれども、国民学校か尋常学校か分かりませんが、多分そういう高齢の方が行ったのだけれども、辞めてしまったとか、そういうレアなケースなのではないでしょうか。

その辺は統計局、いかがですか。該当者はどういう属性かということにつきまして。

○栗原室長 どういう人が在学したことがないかというのは、よく分かりませんが、いずれにしてもレアケースなのだと思います。

○津谷部会長 おそらくこれは中途退学の問題も含めて、1回も学校に行ったことがないという方のための、特に高齢の方で戦前、戦中に教育を受けられた方のためのもので、前回の調査では、大体20万人ぐらいこれを選んだ方がいらっしやったということです。そうすると、先ほどから御指摘、問題提起されました高校を中退した方となりますと、やはり小学、中学、高校、旧中卒業に恐らく落ち着くのであらうと思われまます。ところがこれも終わっていない。つまり、一番低い教育のカテゴリーの学校に行ったことはあるけれども中退してしまった人は、「在学したことがない」を選んでくださいということになるのでしょうか。余り数は多くはないが、そういうふうに指示が一応説明書にされているということかと思えます。

確かに中退の問題は重要ですが、これは就業構造基本調査ですので、基本的な回答者の属性としての情報を得るという必要性、それから「大学院」と「大学」を分けただけでしたら、一緒にすれば今までの時系列の統一性がとれるわけですが、選択肢全体を大きく変えてしまいますと、基本的な属性が変わってきてしまうということで、先ほど白波瀬委員から御指摘のあったことに加えて、時系列調査の継続性についても考えなくてはならないと思えます。

確かに明らかに問題があることでしたら、いくら時系列の継続性とはいえ、変更する必要があるのは当然ですけれども、今回は「大学」と「大学院」を分けることにより国際的な統計データを提供する必要性についても考え、この二つに分けるということでもよろしいでしょうか。

白波瀬委員、よろしいでしょうか。

○白波瀬委員 結構です。

○津谷部会長 ありがとうございます。

もちろん、不足した部分、もっと知りたい部分についてきちんと情報を収集する必要性がございますので、今回の調査の結果を踏まえて、また今後も検討する必要があるらば審議の場に乗せたいと思います。ただ、今回はこれで一応御了承を頂いたということで収めさせていただきますと思います。ありがとうございました。

では、引き続きまして、今度は就業構造基本調査の「4」のところでございます。新旧対照表の1ページの就学状況が「卒業」である人について、新たに「卒業時期」を問う調査項目の追加がなされていること。そして、学校区分の選択肢について「専門学校」を修業年限別の3区分、「1年以上2未満」、「2年以上4未満」、「4年以上」に細分化することについて、先ほど金子調査官から四つほど問題提起がなされております。これについて統計局から御説明をお願いいたします。

○栗原室長 資料の5ページ目の下のところからになります。

順に行きますと、まず、卒業時期の話ですけれども、これにつきましては主に若年層の雇用対策の分析に資する情報だということで、そもそも追加するものでございます。追加に当たって記入者負担ということもありますので、分析上、必要な範囲でそこは聞きたいと考えております。

若年層の失業率でございますが、その動きを見ますと、大体昭和62年(1987年)頃まで上昇傾向で推移しまして、その後、バブル期には少し低下して、また1993年頃から上昇傾向になったということが一つございます。したがって、卒業時点がバブル期、就職氷河期とかいった時期を含むようにということで、卒業後30年以内のところではまず押さえれば、取りあえずよいのかなと思います。余り古い方に書いてもらっても分析上使えないということだと、そこは申し訳ない部分もありますので、そういう意味で30年で区切ってございます。

二つ目の卒業年をどのように表章するかということでございます。これにつきましては、卒業年次と正規、非正規などの雇用形態との関係、そういったものも見られるようにするということから、初職の就業時までの期間、初職の雇用形態、現職の従業上の地位なり雇用形態別の有業者数、こういったものを卒業の年次別に集計する方向で考えてございます。

三つ目からは専門学校の話でございますけれども、まず、元々「教育」の選択肢は何を見るのかというと、教育の程度を見るための項目として入っているものでございます。いわゆる専門学校(専修学校専門課程)の場合ですと、修業年限によって分かれておりました、修業年限が2年未満の者、これは高校・旧制中に相当ですとか、修業年限4年以上の者、これにつきましては平成18年度以降、大学と同等扱いということで大学院への入学資格も認められるようになってきているという近年の状況がございます。

そうした中で単に「専門学校」のように、平成19年調査並みにした場合ですと、いろいろな教育レベルのものが混在しまして、正確な回答が得られない。ひいては分析上も支障が出てくるのかなという趣旨もありまして、専門学校のところは修業年限別に分けて

正確に把握できるようにしたいということでございます。

「在学したことがない」の話は先ほど出た話でありますけれども、20万人程度が一定数として存在することと「卒業」と「在学中」の回答の正確性を確保するといった面から入れているものということでございます。

以上です。

○津谷部会長 ありがとうございます。

それでは、御意見、御質問はございますか。

原専門委員、どうぞ。

○原専門委員 単純に質問なのですけれども、専修学校のところを随分手厚く今回聞かれるということで、全体の中で専門学校の人がそもそも何割ぐらいを占めるのかということ。そして、その何割かのうちの「1年以上2未満」と「4年以上」と分けられることで、どのぐらいの人が出現すると想定されているのか。どのぐらい実態としてあるのか教えてください。

○津谷部会長 では、統計局、お答えをお願いいたします。

○栗原室長 数字がすぐ手元には出ないのですが、少なくとも専門学校の方は短大、高専よりもずっと大きな規模になっております。前回から専門学校は入っているのですけれども、繰り返しになりますが、専門学校を単に一本で修業年限を分けなくて聞くと、様々なレベルの人が入ってきてしまいまして、元々教育程度を見ようという学校区分の設問の趣旨からして分析上、支障が出てきてしまいますので、そういったところをきっちり分けるという意味で分けているということです。

ほかの選択肢よりも詳しく目になっている部分は確かにあるのですけれども、正確にデータを取るという関係上、こういうふうにすることもやむを得ないのかなということでございます。

○原専門委員 ありがとうございます。

○津谷部会長 前回の調査で初めて専門学校が出てきたということで、平成19年調査の調査票を見て頂きますと、「短大・高専」、これは学校教育の制度の一環でありますけれども、それよりも多い割合の方が「専門学校」に該当していたということですね。年次によって法律が変わり、教育水準がどれに該当するかということがありますので、今回は三つに区別したいという御趣旨であるかと思えます。

そのほかに何か御質問、御意見はありますか。

白波瀬委員、どうぞ。

○白波瀬委員 卒業年次のところで確認です。対象者の回答への負担との関係で1983年以降と限定されたようなのですが、卒業年次を聞くこと自体、とても重要で、特に若年層についての働き方を見る上でも極めて重要な質問項目だと思います。そこで、無回答が多くなるかどうかは結果として見るべきで、全員に答えていただくというのはよくないのでしょうか。

○津谷部会長 統計局、いかがでございますか。

○栗原室長 分析上、明確に使われるということがあれば、まだいいのですけれども、そうでなければ、何で使うのかと聞かれたときに答えられないようなものだと余りよろしくないのかなと考えております。

○白波瀬委員 ということは、1983年以降の人についてはもう卒業年度は聞かない、当然、卒業してすぐ就職しているだろうと仮定しているということですか。

○栗原室長 冒頭の御説明で申し上げたとおりで、若年層の雇用対策という意味では、バブル期であったり、1990年以降の就職氷河期のところ、その辺りが一つあるかと思えますが、昭和58年より更に前に遡ると、そんなに目立った変化はないのです。緩やかに若年の出現率は上昇しているのですけれども、昭和58年以降は山があったり谷があったり少し変化が見られてくるところでありますので、そこは少なくとも押さえるようにしようと思っておりますが、古いところまで取っても分析上、余り使えないのであれば、それは負担になってしまうだけなので、どうかなということでもあります。

○津谷部会長 1983年に卒業されたということですので、今から28年前ということになりますので、それより近い年次に卒業された方を対象にするということかと思えます。確かに全員に聞いてもよいのではないかということはあると思いますが、高齢の方にとって特に数字を書くということは大変です。私も別の調査を行った際に、回答者に数字の記入をお願いしたことがあります。その際、覚えていなくてはいけないということ、老眼の方が多くなり数字の記入が困難になることが多くなるということがありました。ここで回答をストップされてしまう可能性を考えますと、できれば避けた方がよいのではないかと思います。

どうせだから全員に聞いてはということもあるのですが、数字を書き込むのが一番つらいということは調査の前に行った聞き取りなどでも私自身指摘を受けたことがあります。これについて、どうしても1983年以後と1982年以前という分け方、及び分ける必要あるのかどうかということについて、もし他に御意見がございましたらお願いします。

廣松委員、いかがでございますでしょうか。

○廣松委員 私も全員に聞いてもいいかとは思いますが、確かに過去の30年近く前の状況に関して余り大きな動きがなくて、それほど意味を持たないというのであれば、現在のよるな形で昭和58年（1983年）以降に限るということでもよいとは思いますが。

○津谷部会長 いかがでございますか。

白波瀬委員、よろしいでしょうか。

○白波瀬委員 分かりました。

○津谷部会長 いろいろと御意見、ありがとうございます。

御異論もあるかと思いますが、とにかく今回初めて卒業年次を尋ねる。就業には当然ですが、労働力供給だけではなくて労働力需要というものがありますので、卒業した年次の労働市場の状態をここで見てみようという趣旨での変更かと思えますので、今回はこれで調査をさせていただきまして、また次回に必要があれば、再度審議をさせていただくとい

うことで御了解いただいたとさせていただきますよろしいでしょうか。ありがとうございます。

では、引き続きまして、今度は「イ 社会保険の受給状況について把握するための変更等」、「ウ 農林漁業への就業希望者について把握するための変更等」、「エ 居住地及び年収について把握するための変更等」というものがございます。資料5-1の審査メモのイからエまででございます。この三つにつきまして、まとめて金子調査官から御説明をお願いいたします。

○金子調査官 それでは、審査メモの13ページを御覧いただきたいと思います。

「イ 社会保険の受給状況について把握するための変更等」ということで就業構造基本調査の中の収入の種類について3点、変更が計画されております。

具体的には、就業構造基本調査の新旧対照表の3ページ目を御覧いただければと思いますが、1点目は収入の種類を世帯の全体の収入から世帯員ごとの収入を把握できるよう設問の形式を変更するということにあります。従前は表題的にも「世帯の収入の種類」とありましたが、これを「収入の種類」という形に改めまして、説明書きのなとところに「あなた個人の」という説明をして、いわゆる世帯員ごとの収入を把握するという形式に変えるということになります。

2点目は「年金・恩給」と「雇用保険」を「社会保障給付の内訳」という形で明記しまして、更に社会保障給付の内訳として「その他の給付」を追加するということになります。

3点目が事業収入の内訳として明記しておりました「農業収入」と「その他の事業収入」を「事業収入（農業収入を含む）」という形で一本化するということになります。

これらについてということになりますが、1点目の把握単位の変更につきましては、社会保障給付による収入につきまして、雇用保険等の加入状況に関し、過去の世帯を対象とする統計調査とそれに関係する業務統計との間に若干、かい離が見受けられるといったことなどから、把握単位を、従来の世帯では必ずしも十分に正確に調査できないというおそれがあるということで、世帯員に変更するというものであります。これにつきましては、私どもも適当と判断しているところであります。

2点目の社会保障給付の内訳に「その他の給付」を追加すること等につきましては、これまで「その他」の中に生活扶助とか児童手当、障害者手当といったものが含まれております。これを「その他の給付」ということで分離して、同様の性格のものであります「年金・恩給」とか「雇用保険」とともに「社会保障給付」として、一くくりにするという形で整理をするというものであり、これについても適当と判断しております。

3点目の「農業収入」と「その他の事業収入」との統合につきましては、平成19年調査、前回調査の結果によれば、農業収入を主な収入とする世帯は全体の約1パーセントといったことで、いわゆる「その他の事業収入」、これは約6パーセント程度該当するということですが、これと統合するというものであります。これは、比率等の観点から見れば、適当であると考えております。

次に、審査メモの14ページを御覧いただきたいと思います。まず、上段の「ウ 農林漁業への就業希望者について把握するための変更等」ということであります。無業者が希望する仕事の種類に係る選択肢につきましては、いわゆる追加集計というものが計画されております。具体的には就業構造基本調査の新旧対照表の8ページに記載しておりますけれども、選択肢の一つとして「農林漁業職」を追加するとともに、幾つかの選択肢について表現を変更する。例えば「製造・生産工程」を「製造・生産工程職」、「建設・労務」を「建設・採掘職」、「運輸・通信職」を「輸送・機械運転職」という形に変更するというものであります。

このうち、最初の「農林漁業職」の追加につきましては、政府の閣議決定で「新成長戦略」というものがあるわけですが、この中におきまして農林水産分野の成長産業化というものが掲げられておりまして、こうした点で潜在的な農林水産分野への就業希望者を把握するということから、適当であると考えております。

また、選択肢の表現の変更につきましては、平成21年の日本標準職業分類の改定に伴う見直しによるものでありまして、これについても適当と判断しております。

ただ、変更部分に関することではないのですが、その下の論点に書いておりますとおり、有業者については、職種と産業の両方の情報を把握している一方で、無業者については職種のみを把握するというので、なぜ無業者については職種のみになっているのかを確認する必要があるのではないか。つまり、例えば無業者についても例えば介護とか福祉とか、そういう希望する仕事の産業について把握することも有益ではないかと考えているという観点から、その点についての理由を確認したいということで統計局に説明を求めています。

続きまして、審査メモの14ページの下段を御覧いただきたいと思います。「エ 居住地及び年収について把握するための変更等」という部分であります。就業構造基本調査において居住地に関する調査内容、及び有業者の年間収入の選択肢について変更が計画されております。

まず、このうち居住地につきましては、就業構造基本調査の新旧対照表の2ページにありますとおり、従前は「1年前の居住地」という設問であったものを「居住開始時期」、「転居の理由」及び「転居前の居住地」を問う調査事項に変更するというものであります。

居住地に関する設問につきましては、前回調査において報告者負担の軽減という観点から「1年前の居住地」を把握する簡素な項目に変更したところでありますが、前回調査に係る統計審議会、今の統計委員会の前身であります、統計審議会の答申の「今後の課題」の中、資料5-6の5ページ目に記載されておりますが、ここで、次回以降の調査においては「居住地の移動の理由」について調査事項の項目の周期化を含め把握を検討する必要があると指摘されているところであります。

今回の変更は、これに対応するものということで、またこういった変更により時系列比較も可能になるということから、おおむね適当と考えているところであります。ただし、

15 ページ目の上の方の論点に書いてありますが、新たな調査事項の中で一部の事項については統計局に確認を求めているところがあります。

具体的には「(2) あなたはなぜ現在の場所に住むことにしたのですか」という設問があるのですけれども、これについては長期間、現在の場所に居住している方々にとりまして転居の理由を客観的に答えることができるのかということにやや疑問があるということで、この事項を設けている理由とかその把握の目的といったもの、またはそういった形での理由や目的に即して報告者を限定することの必要性について統計局に説明を求めているところでもあります。

続いて、審査メモの 15 ページの中段辺りですけれども、有業者の 1 年間の収入に関する設問の選択肢でありますけれども、これについては就業構造基本調査の新旧対照表の 6 ページに記載されているところでもありますけれども、主な仕事からの 1 年間の収入に係る選択肢のうち、従前「1000～1499 万円」という選択肢があったわけですが、これを「1000～1249 万円」と「1250～1499 万円」という二つの選択肢に分割をするというものであります。

これについては、前回の平成 19 年調査結果における収入階級別の分布を見ますと、審査メモに書いてありますとおり「800～899 万円」が 2.4 パーセント、「900～999 万円」が 1.6 パーセントという形になっているのですが、「1000～1499 万円」が 2.5 パーセントとここの分布が増えまして「1500 万円以上」が 0.8 パーセントとまたぐっと下がる。つまり「1000～1499 万円」の区分はその前後の区分に比べてやや比率が多いということで、この理由は階級幅がほかの選択肢に比べて広いことによるものであらうと考えられます。

このようなことから、高所得者の階級をより詳細に把握するために選択肢を分割するというので、私どもとしても適当と判断しているところでもあります。

「イ」から「エ」までの関係の説明は、以上であります。

○津谷部会長 金子調査官、ありがとうございます。

就業構造基本調査についての三つ、「イ」から「エ」まで、まとめてメモの 13 から 15 ページを御説明いただきました。「ウ」と「エ」の居住地については問題提起がなされておりますが、ちょうど今、3 時半を少し過ぎております。3 時間の審議予定時間のちょうど真ん中でございますので、統計局からの御説明、そして、それについての審議を始めさせていただきますと相当時間を取りますので、ここでひとまず休憩を入れさせていただいてよろしいでしょうか。

今、3 時 32 分頃でございますが、3 時 40 分からまた御説明と審議を続けさせていただきたいと思っております。

では、どうぞよろしくお願いをいたします。

(休 憩)

○津谷部会長 では、再開の予定時間を過ぎておりますので、審議を再開させていただき

たいと思います。

まず、就業構造基本調査について、「イ 社会保険の受給状況について把握するための変更等」でございます。就調の「6 収入の種類」について世帯全体の収入から世帯員ごとの収入を把握できるよう社会保障給付に係る選択肢を追加するとともに、事業収入に係る選択肢を統合することについてでございます。

これに対する問題提起は特段なかったようでございますが、御意見、御質問のある方は、どうぞお願いいたします。

では、廣松委員、どうぞ。

○廣松委員 この修正自体はいいことだと思うのです。

一つ気になったのは、「6」のところでは個人単位ですね。一番最後、第2面の「G」のところでは世帯主に世帯全体の年間収入を聞くところがあるのですが、この整合性が気になるというか、そこをどう処理されるのかを教えていただければと思います。

○津谷部会長 統計局、よろしいでしょうか。「6」の収入は世帯員の収入、最後に出てくる世帯に関する収入、この整合性はどうなっているかということでございます。

お願いいたします。

○栗原室長 最後の世帯の収入のところ、これは年間収入額を階級別で聞くということですので。「6」の方は収入の種類ということですので、額の直接の比較にはなりませんけれども、把握しようとする対象の範囲は同じものになるとは考えております。

○津谷部会長 いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

では「イ 社会保険の受給状況について把握するための変更等」はこれで了承ということをお願いをいたしたいと思います。

次に、今度は「ウ 農林漁業への就業希望者について把握するための変更等」でございます。就業構造基本調査の「B3」で「どのような種類の仕事につきたいのですか」という設問の選択肢につきまして「農林漁業職」を追加するというものでございます。この設問は無業者に対する設問でございます。先ほど、統計審査官室から問題提起がなされております。これについて統計局から説明をお願いいたします。

○栗原室長 資料5-2の6ページの中ほどのところになります。

論点が、有業者については職種及び産業を把握しているけれども、無業者については職種のみ把握しているのはなぜか、産業について把握することも有益ではないかという御指摘なのですけれども、無業者についても産業で把握することが有益であるということまで否定するつもりはないのですが、何分スペースの関係もありますので、どちらがより有用かということでチョイスしているところでございます。

ここでは職種に係る雇用のミスマッチを明らかにするために設けているということで、例えばハローワークなどで求人情報といったときも、事務職がよいのか、営業がよいのか、そういった職種別が主になっていることがありますので、その辺りも勘案して、ここは職種の希望ということで聞いているということでございます。

○津谷部会長 ただ今の御説明を踏まえまして、これにつきまして御意見や御質問のある方は、御発言をお願いいたします。

では、白波瀬委員、お願いいたします。

○白波瀬委員 仕事といったときに産業を聞くことができれば、それに越したことはないのですが、やはり介護職とか福祉職ということで職種を聞かれるというのが妥当なところではないかと思えます。

そこで質問が1点あります。「建築・労務」というのが「建築・採掘職」になっているのですが、採掘というものは確かに昔、別カテゴリーであがっていたものなのですが、労務というのは単純作業というか道路の工事現場で仕事をしていたりということで、何か採掘職と言われると別の職業のような気がするのですが、こちらに変更された理由を教えてください。

○津谷部会長 統計局、よろしいでしょうか。お願いいたします。

○栗原室長 白波瀬委員の御指摘、採掘では余なじみがないのではないかとということであるのですけれども、一応、新しい日本標準職業分類が平成21年12月に改定されておりまして、そこで「建設・採掘従事者」というのが新しく項目として立てられておりまして、そこに準じたものでここはしております。そろえておかないと、色々比較のときにもよろしくないということで、基準にそろえたということです。

○白波瀬委員 道路工事の採掘ですね、分かりました。

○津谷部会長 よろしいでしょうか。

ちょうど前回の調査と今回の調査の間が変わってしまったということで、やはりその変更を反映させて、採掘というものはなじみがないということなのかもしれませんが、統一しておきませんと分析するときの問題になるのではないかとということでございます。よろしいでしょうか。

原専門委員、どうぞ。

○原専門委員 質問です。

農林漁業職が加わることに全く異論はありません。職業分類に変更があったので、今回こういうふうになっているというのも承知しているところなのですが、質問の趣旨は、選択肢の順番についてどういう御検討をされたのか、これが妥当なのかということです。

新しく加える農林漁業職という選択肢を最初としたのには特別な理由があるのでしょうか。おそらくさほど回答割合が高いと思われないものを、職業分類の順番との関係もあるかもしれませんが、他の調査項目では経年調査ということで選択肢の順番を非常にセンシティブに扱っているのに、この設問に関しては平成19年調査と順番をかなり入れ替えることの妥当性はどうかという質問です。

○津谷部会長 この選択肢の並びですね。特に新しく加えられた農林漁業職が一番最初にきている。どうしても左から読んでいきますので、並べ方に意図があるのか。そして、どういう基準や理由でこういう順番で並べられたのかをお伺いしたいということでございま

す。

統計局、お願いいたします。

○栗原室長 農林漁業を加えたのは、今、農林漁業分野も政府の重点分野ということになっているので加えたわけですが、順番ですが、一応意図としては第一次産業、第二次産業、第三次産業的なことをイメージして並べてみたものということにはなっております。

○津谷部会長 よろしいでしょうか。

産業の大分類、一番大きな分類として、第一次、第二次、第三次というその中の区分ということでその順番に出されているということでございます。

○原専門委員 ありがとうございます。

○津谷部会長 そのほかに。

白波瀬委員、どうぞ。

○白波瀬委員 今の順序であれば、国勢調査などですと専門技術、管理、事務という形での並び方があるのですけれども、それはよろしくないですね。確認です。

○津谷部会長 すみません、少し言わせてください。

国調の場合は、回答者が自分で職業分類を選択するのではなく、回答者は自分の仕事・職業を記入します。その後、それらを統計センターがアルゴリズムを用いて、記入された回答を分けていきます。

ですから、国調の結果集計は統計センターの表章の仕方よるもので、今回の調査では回答者が自分で選ぶということですので、厳密には比べられないと思います。国勢調査の職業分類は400ぐらいあって、それを集計することは大変です。職業のコーディングは統計センターがやっていますが、ものすごく時間がかかっているということでございますので、今回のケースとは少し違うかなと思いますが、いかがでございましょうか。

廣松委員、どうぞ。

○廣松委員 それは致し方がないと思うのですけれども、ただ、「B3」のこの表現のまま、かつ、農林漁業、製造、建設、輸送となると、何となく産業分類と職業分類とが混じっているという印象を受ける。かつ、「B3」と有業者の方、本人の仕事の内容というのはおそらく「A3」のところですか、多分、それが対応しているのだらうと思いますし、両方とも記入の仕方のところに詳しく書いてあると思いますが、どちらかという「B3」では「どのような種類の仕事」になっていて、「A3」では「仕事の内容」という形になっている。そこを統一した方がいいのか、言葉を変えるとまた難しくなるかもしれませんが、取りあえず、「B3」に関しては職種というか職業を聞くのだということをもう少し明確にした方がいいのではないかと思います。「どのような種類の仕事」、あるいは「(職種)」でもいいですし、何か入れた方が分かりやすいと思います。

○津谷部会長 「どのような種類の仕事(職業)」、または「仕事・職業」につきたいのですか、とすべきであるということですね。スペースがありますので、「仕事」のところに、

これは職業、職種なのだとすることを明確にするべきであると。おそらく第一次、第二次、第三次産業と言われても一般の方はさっぱり分からないということだと思っておりますが、職ということでしたら、お分かりになると思いますので、混乱を防ぐために「B3」を「どのような種類の仕事(職種)」もしくは「仕事・職種」につきたいのですかとすれば、よいのではないかと考えてございますけれども、統計局、いかがでしょうか。

○栗原室長 「B3」だけを見る分には選択肢を選ぶものですので、職業だということでもそんなに誤解はないのかなという気はするのですが、もう少し正確にというか、より分かりやすくという趣旨でございましょうか。分かりました。そこは検討してみたいと思います。

○津谷部会長 では、これは、検討していただく宿題ということで、次回にまた御説明、御報告いただくということでよろしいでしょうか。

原専門委員、どうぞ。

○原専門委員 もう一点だけ質問をさせていただきたいのですが、職種の選択肢の並びは変えられないものなのかという質問です。答えやすいところから並んでいる方が回答者負担という観点からはよろしいのかな。

先ほど廣松委員からも御指摘がありましたけれども、産業と混乱するような選択肢から始まるよりも職種なのだなどと明らかに分かるようなものから始めるということも一つの手かなと思ったのですが、不可能かどうかということをお聞きさせてください。

○津谷部会長 統計局、いかがでございましょうか。

時間も押しておりますので、これについてもまとめて、質問「B3」に関してのことでもございますので、できる限り産業と職業は混同しない方がいいのではないかとこの方向で、どうするかについて御相談いただきまして、次回に御報告と御説明いただくということでお願いしてよろしいでしょうか。

○原専門委員 ありがとうございます。

○津谷部会長 では、一応今回はそういうことにさせていただきます、宿題ということでお願いをしたいと思います。

では、引き続きまして、最後の「エ」でございます。「居住地及び年収について把握するための変更等」に移りたいと思います。特に居住地について、先ほど金子調査官から問題提起がなされていたと思います。

統計局、これにつきまして御説明をお願いいたします。

○栗原室長 6ページの中ほどから下のところになります。

回答でございまして、本項目につきましては前後の調査項目と併せまして、仕事に就くための転勤等に伴う転居の状況、つまり人口移動と仕事との関係を詳細に把握するための項目でございます。

この項目自体は平成14年調査で新しく設けられた項目でございまして、論点の方では、記入に当たってかなり戸惑うのではないかと考えておりますが、特にそういう問題が

あったということは伺っておりません。

平成 19 年調査のときは調査項目の簡素化ということがあって削除されたのですけれども、答申の中で次回以降、周期化も含めて把握を検討ということで、把握のニーズはあると理解されている項目だと思えます。したがって、10 年前の結果と比較する上でも、ここはできるだけ同じ内容で調査を行った方がよいのかなと考えております。

○津谷部会長 ということ、これは前回の調査で回答者負担の軽減ということで簡素化されたのですけれども、もう一つ前の平成 14 年調査の形に戻したいということです。これにつきましては、現在の統計委員会の前身である統計審議会でもそういう答申がなされているということで、それに従ってまた細分化して、この質問をしたいということでございます。

これにつきまして御意見、御質問がございましたら、お願いいたします。

では、水野谷専門委員、どうぞ。

○水野谷専門委員 確認なのですけれども、先ほど調査官からも確か説明があったと思うのですが、長くずっとそこに住んでいた場合には答えづらいのではないかとした場合、ずっと住んでいた人の場合には、平成 24 年調査でいきますとどの選択肢になるのでしょうかという質問です。

○栗原室長 ずっと住んでいた人の場合は選択肢の理由によるところを、別に住む期間には関わりなく、なぜ今の場所に住むことにしたかで書いていただくこととなります。

○津谷部会長 水野谷専門委員、この御説明でよろしいでしょうか。

○水野谷専門委員 はい、「その他」ではないということは分かりました。

○津谷部会長 そのほか、御質問や御意見ございませんでしょうか。

では、また平成 14 年調査の形に戻して、統計審議会、今の統計委員会の答申にも沿う形でこの三つの質問を行うということで御了解いただいたとして、よろしいでしょうか。ありがとうございます。

では、そのほか「この仕事からの 1 年間の収入又は収益」、この部分につきましては、いかがでございましょうか。問題提起は特になされていないようではありますが、御質問、御意見はございませんでしょうか。

特に選択肢の変更、比較的パーセンテージが多かった「1000～1499 万円」を二つに分割するというところでございますけれども、いかがでございましょうか。これでよろしいでしょうか。

○廣松委員 適当だと考えます。

○津谷部会長 ありがとうございます。では、御了承いただいたとさせていただきますと思います。

では、個別の質問に対する審議は、ここで新しく追加する、もしくは変更するものについては一応ここで終わったといたしまして、次に「オ 調査事項の削除」についてでございます。追加されたもの、そして、変更されて複数の質問になったものがございますので、

回答者負担を軽減するためにも調査事項の削除が必要になってくるということでございます。

それでは、資料5-1の審査メモに沿いまして「オ 調査事項の削除」につきまして、金子調査官から御説明をお願いいたします。

○金子調査官 それでは、審査メモの15ページの下段の方を御覧いただきたいと思います。ここで「オ 調査事項の削除」ということで、今回、今まで御説明した様々な必要性等により調査事項の追加、拡充を行っているということから、このままですと報告者負担も当然大きくなるということで、その負担軽減という観点から時系列的に大きな変化がないもの等を幾つか削除するということが計画されているところであります。

まず、労働力調査につきましては「A6」、転職に伴う収入の増減の調査事項を削除する。これは労働力調査の新旧対照表の4ページでございますが、この収入の増減を削除するということであります。これにつきましては、収入の増減割合を時系列的に見ますと「前の仕事より増えた」というのが3割、「前の仕事とほぼ同じ」が3割です。要するに、こういったことでほぼ比率的に大きな変化がないということで、基本的に私どもも適当と考えております。

審査メモの16ページを御覧いただきまして、今度は就業構造基本調査であります。こちらについては3事項ほど削除する計画であります。

1点目は、就業構造基本調査の新旧対照表の8ページにありますが「現職への就業理由」を削除ということであります。これにつきましては、前回平成19年調査結果によれば「学校を卒業した」が20.7パーセント、「収入を得る必要が生じた」が15.3パーセント、「その他」が21.1パーセント。この3項目で約6割を占めているということで、これらは前々回の平成14年調査からほとんど変化がないという状況ということから削除するということで、これについても適当と判断しております。

2点目は、就業構造基本調査の新旧対照表の11ページ目ですが、「C6」の「前職の企業全体の従業者数」を削除するということであります。これにつきましても、これに関する調査結果については時系列的に大きな変化はないということで、把握する必要性が他の調査事項と比べて今は低いということで削除するということでありまして、これは適当と考えております。

3点目が審査メモの17ページ目の上段ですが、就業構造基本調査の新旧対照表の12ページの記載であります「E」の「9月末1週間の就業・不就業の状態」を削除するということであります。これは資料5-5という前回の答申にも指摘があるのですけれども、ユージュアル・ベースの就業状態の捉え方について検討するという宿題がありました。

平成19年調査結果に基づいて、ふだんの就業及び不就業の状態、いわゆるユージュアル・ベースと月末1週間の就業及び不就業の状態のアクチュアル・ベース、この二つのベースの調査事項のクロス集計に基づく結果分析を行った結果、両者で就業状態が整合的でないものはごくわずかであるということから、本調査においてはユージュアル・ベースの

項目のみを調査するという判断のもと、アクチュアル・ベースの調査事項を削除するというものでありまして、これについても適当と判断しているところであります。

調査事項の削除は、以上であります。

○津谷部会長 ありがとうございます。

労働力調査についての削除が1件、就業構造基本調査についての削除が3件となっております。この四つを一つずつ順番にさせていただきたいと思っております。問題提起はないようですので、最初の労働力調査の「A6 今の仕事についてときの収入は増えましたか 減りましたか」という調査項目を削除する件につきまして、御意見、御質問がございましたら、お願いいたします。

よろしいでしょうか。特に御意見がないようですので、御了承いただいたものとさせていただきます。

では、次に就業構造基本調査の「A9 どうしてこの仕事についてのですか」という調査項目を削除する件でございます。御意見、御質問がとおりになる方は、どうぞ御発言をお願いいたします。

では、廣松委員、どうぞ。

○廣松委員 この項目に関しては時系列的にはほぼそんなに変化がないということで安定しているということかと思うのですが、これはスペースの関係もあると思っておりますけれども、今回削除が予定されている中で残せるものならば残したい項目というのが印象です。

○津谷部会長 白波瀬委員、どうぞ。

○白波瀬委員 私も残せるものなら残していただきたいと思います。ここで確認なのですが、安定しているというのは、前職と現職との間の移動のパターンが安定しているということですか。前職だけ見たときのパターンが安定しているということでしょうか。その内容が理解できなかったのですけれども、確認をお願いします。

○津谷部会長 どうぞ統計局、お願いいたします。

○栗原室長 このメモ自体は統括官室でお作りになったものですが、平成19年結果とそれ以前の結果と比べると、余り数字上、変化がないという意味だと理解しております。

○津谷部会長 要は、三つの選択肢に回答の約6割が当てはまるという傾向は時系列的に変化がないということかと思っております。ただ、今回は相当の追加と、以前は一つの質問であったものを複数の質問に分けていること、そして、東日本大震災に関する一連の質問事項が増えましたので、もうあと1ページ追加するというわけにはいかない。また、字を小さくして、調査票が見にくくなりますと、また別の意味での回答者負担が増えてしまうことにもなります。

そして、特に御高齢の方は余り小さな字の調査票をお配りしますと、それだけで答えづらいということがございますので、次々回、平成24年のその次の平成29年になるかと思うのですが、その調査のときに東日本大震災の仕事への影響という一連の質問をどうするかということも含めて、調査票に余裕があれば、またそのときに復活をさせるということ

でいかがでしょうか。

毎回聞かなくても、今回もまた平成 14 年の形に戻ったものもございますので、10 年間空くわけですけれども、今回削る「どうしてこの仕事についてのか」という従来把握しておりました現職への就業理由は復活させることもあり得るということを明記いたしまして、今回は削除をさせていただくということでよろしいでしょうか。

ありがとうございます。では、御了承いただいたものとさせていただきます。

では、その次でございます。就業構造基本調査の（旧）の「C 6」でございます。新旧対照表の 11 ページ、「勤め先・業主などの企業全体の従業者数」でございます。

これについて御意見や御質問のある方は、どうぞ御発言をお願いいたします。いかがでございますか。よろしいでしょうか。

それでは、特に御意見はないようですので、この件についても御了承いただいたものとさせていただきます。

では、次に同じく就業構造基本調査（旧）の「E」でございます。「9 月末 1 週間の就業状態について」、新旧対照表の 12 ページでございますが、御意見や御質問のある方は、どうぞ御発言をお願いいたします。

では、廣松委員、どうぞ。

○廣松委員 この項目は前回、平成 19 年のときの調査を設計するときに、かなり議論がありまして、いわゆるユージュアル・ベースの調査にアクチュアル・ベースの項目を入れるということに関してはどうかという意見があったわけです。ただ、当時の状況を考えたときに一度はチェックをしてみるべきではないかということで、この項目が入ったと記憶しております。

その意味で 17 ページの「【参考】」に書かれていますとおり、有業者に関してはほぼ整合的な結果という結論が得られましたので、私は削除することは適当だろうと思います。

○津谷部会長 ありがとうございます。

就業構造基本調査はユージュアル・ベースでの就業についての調査でございますが、アクチュアル・ベースとユージュアル・ベースで整合的ではないものはほんのわずかであるということが確認されたということは大変朗報であったと思います。ということで、平成 24 年の次回調査ではこの項目は削除させていただくということで、御了承いただけますでしょうか。

ありがとうございます。

では、次の「カ 調査事項の検討」についてでございます。この調査事項の検討につきましては、調査実施者である統計局では今回変更は予定しておりませんが、統計審査官室において検討の余地があるのではないかというお考えがあり、問題提起がなされております。

では、資料 5-1 の審査メモの 17 ページからでございます。金子調査官から御説明をお願いいたします。

○金子調査官 それでは、審査メモの17ページの下段を御覧いただければと思います。「カ調査事項の検討」ということで今、部会長から御説明いただいたとおり、統計局の方では変更を予定しておりませんが、私どもの方で多少検討の余地があるのではないかと考えられるものを、ここで4点ほど掲げております。

1点目は、労働力調査の基礎調査票の「④配偶の関係」の選択肢の順番についてであります。調査票案では選択肢の順番が「未婚」、「配偶者あり」、「死別・離別」という順になっておりますけれども、注書きで配偶者の有無ということで、「届出の有無に関係なく記入してください」という説明書き等があることを考えると、配偶者のありなしに即した流れとして、まず「配偶者あり」というのがきて、その次に「未婚」、「死別・離別」という順番の選択肢の方が適当ではないだろうかということでもあります。

なお、類似の調査としまして、全国の世帯及び世帯員を対象として実施している国民生活基礎調査、これは厚生労働省で実施しているものであります。こちらで配偶者の有無に係る調査事項に選択肢を見ると、最初に「1 配偶者あり」というものがきて「2 未婚」、「3 死別」、「4 離別」という順番になっているというところでもあります。

次に2点目ではありますが、同じ基礎調査票の「⑥探している仕事について」の選択肢の表現についてでありますけれども、具体的にはこの中で「かたわらにしていく仕事」という部分の「かたわら」という表現についてです。これにつきまして、意味的には主に家事や通学をしながらという意味とのことですが、一般的に「かたわら」という文言はなじみの薄い言葉ではないのだろうかということ、何かこれに代わる適当な表現に変える必要があるのではないかとということでもあります。

3点目は、同じ基礎調査票の「⑩従業上の地位」の説明書きの表現に関するものであります。具体的には調査票案では、この中で枠の下の方に「常雇の人（有期の契約）とは 雇用契約期間が1年超の人をいいます」、「臨時雇の人とは 雇用契約期間が1か月以上1年以下の人をいいます」、「日雇の人とは 雇用契約期間が1か月未満の人をいいます」という記載になっているわけです。

つまり、ここで雇用契約期間が「1年超」というのがきて、その次に「1か月以上1年以下」、次に「1か月未満」ということなわけですけれども、説明の流れから見ると、「1年超」、「1年以下1か月以上」、「1か月未満」、つまり、真ん中のところが原案ですと「1か月以上1年以下」を「1年以下1か月以上」と記載した方が説明の流れに合致しているのではないかとということでもあります。

法令的な形というか記載ぶりですと、「○以下○以上」という使い方は余りしないのですが、あくまでもこの設問に限っていけば、こういう記載の方が流れに合致するのではないかとということでもあります。

4点目は、就業構造基本調査の方でございますけれども、ここで「7 あなたはふだん何か収入になる仕事をしていますか」ということの説明書きや調査事項の配置についてであります。

御覧いただければお分かりになりますけれども、この調査事項だけ他の調査事項と異なり、調査票上、枠に囲まれていないということで、ややもすれば記入漏れというか、飛ばされてしまうおそれがあるのではないかとということです。スペース等の問題もあるのですけれども、やはりこれもできれば本調査事項の部分について枠で囲むということで記入漏れ等を防ぐ措置が必要なのではないかとということです。

また、注書きについても左と右に分かれているということで、下の「A」、「B」の関係上やむを得ないところもあるのかもしれないのですけれども、見にくいと言いますか、これが本当にいいのかどうかということはいさ少し考えた方がよいのではないかとということです。

調査事項の検討関係の御説明は、以上であります。

○津谷部会長 ありがとうございます。

4点ほど御指摘があったかと思えます。一つ一つ順番にさせていただきたいと思えます。

まず、労働力調査の基礎調査票の「④配偶の関係」についての選択肢の並び順でございます。これについて御意見がございましたら、お願いいたします。

白波瀬委員、どうぞ。

○白波瀬委員 配偶関係については、順番の問題以前に「離別・死別」についてはできれば、分けて質問していただきたいというのが強い要望です。「離別」も最近増えておりますし、勿論、年齢別に「死別」が増えていくというのはそうなのですが、若年層というか中年層で「死別」がないわけでもないのです。できましたらここは分割していただきたい。これは労働力調査のみならず、就業構造基本調査もそうです。

順番については多分、意味から言うと、「今まで一度も結婚がしたことがない」、「結婚をしたことがある人」の中で「現在、配偶関係がある人」、「配偶者がいない人」ということで、順番としてはどちらかというと「未婚」、「配偶者あり」、「離別・死別」という形の方が何となく頭の中では整理しやすいというのが私の個人的な意見です。

その考え方に沿うと、国民生活基礎調査の「配偶者あり」、「未婚」、「死別・離別」というときには若干、頭の中では混乱しやすかったかなという気もしました。

以上です。

○津谷部会長 ありがとうございます。

離別と死別を分けてほしいということです。配偶関係は、まず「ネバー・マリッド」と「エバー・マリッド」に分かれ、「エバー・マリッド」の中に「カレントリー・マリッド」と「フォーマリー・マリッド」、つまり、現在結婚している人と、以前は結婚していたけれども今は結婚していないと人に分けられるという考えでいくと、それでいいのではないかとということでしたが、そのほかに御意見はございますか。

厚生労働省の方に、国民生活基礎調査の並びがこれと異なるということについて、何か御説明やコメントがございましたら、お願いいたします。

○厚生労働省上田室長 私どもが「配偶者あり」、「未婚」、「死別・離別」という順番にし

ているのは、出現率とは別に、私どもは世帯調査でございますから、なおかつ20年ぐらいこの調査をやっておりますので、従前は配偶関係がある世帯が、最近は単身世帯がどんどん大きくなってきているわけでございますけれども、配偶関係ありということを前提にして、まず、配偶関係があるのですか、ないのですかということを明確にする上で「配偶者あり」を一番最初に持ってきている。

配偶者のない人の中で、では何でないのですかということの中で未婚か、それ以外の理由かということで、例えば私どもは行政の施策の対象として母子世帯とか父子世帯については、離死別をきっちり取りましょう。最近は高齢者においても離別なのか、死別なのかというのは、はっきりさせる必要もあるということで死別、離別を分けている。

おおむねこのようなことで、こういう順番で取っております。

○津谷部会長 ということ、調査の対象が違う、この場合は個人ですけれども、国民生活基礎調査は基本的に世帯の調査で、一応世帯員の調査もしておりますが、世帯が単位になっているということですので、まず、その基準になる部分から聞いているということでございます。

ただ、先ほどの離別と死別を分けてほしいということについて、もし統計局の方から何かお答えがありましたら、お願いします。

○栗原室長 まず、順番の話から先に言わせていただきますと、まさに白波瀬委員が言ったとおりでございます、私どもの考えも同じであります。もとは配偶者があったのだけれども、今は死別、離別をしたということで、言ってみれば、そういう意味でグループになっているという流れになっています。国勢調査を始め統計局の場合、それで統一されております。これまでもずっとこの形でできておりますので、あえて今、順番を変える必要はないのかなと思っております。

また、「死別・離別」を更に分類できないかということなのですが、考え方としては分かるのですが、離別が単独で出てきてしまいますと、世帯の中の人によってはかなり抵抗感を持たれる方がいるということがありまして、そういう意味で実査の観点から厳しいかなというところではございます。

○津谷部会長 あと、スペースがないかなとも思います。さらにもう一つ分けるとなりますと、現在1ページに全部ぎりぎり載っているわけですが、これにさらに追加するのはきついかなとは思いますが、いかがでございますか。ほかに御意見はないでしょうか。

廣松委員、もし御意見がございましたら、お願いします。

○廣松委員 少なくとも、先ほど御説明があったとおり、統計局関係の調査では配偶関係を今までこの順番としてきたわけですから、今、あえて変えるのは難しいかなと思います。

「離別・死別」の区別に関して、どちらかというとならスペース上の問題、確かに報告者の方の心理的な抵抗はあるとは思いますが、現在のような状況のもとでは分けられるものならば、分けた方がいいかなと思います。

スペースの問題でいくと、労働力調査の基礎調査票の方は何とかかなりそうですけれども、就業構造基本調査の方は確かにぎりぎり、これを分けるということは難しいかなという印象を持ちますが、御検討いただければと思います。

○津谷部会長 並び方は、おそらく今の「未婚」から始まるままでよろしいのではないかと、特に個人を対象としておりますので、おそらく回答者が考える論理の順番に沿っても、これでよいのではないかとということですが、離死別を分けることですが、一応スペースのこともあります。

どうぞ。

○栗原室長 せっかく東京都や地方の方が来られているので、その意見も聞いた上でというのは、どうでしょうか。

○津谷部会長 分かりました。ありがとうございました。

地方自治体から参加されている方で何か御意見がございましたら、お願いいたします。どうぞ。

○東京都 それでは、東京都の方から現状をお話させていただきます。

私の課では家計とか物価とか色々しているわけですが、労働力調査が一番苦情が多いです。それはなぜかという、家庭の中のまさに細かいことまで聞くような形になりますね。特に離別ということになりますと、すごく敏感な方たちが多いです。そこでそのような話を聞くだけで、もう帰ってくださいという話になりますので、これがもし分離されますと、非常に実地調査では困難が生じると考えております。

○津谷部会長 ありがとうございます。

そのほか、地方自治体の代表の方、どうぞお願いいたします。

○大阪府 大阪府です。

大阪府でも全く同じような状況です。調査票でこの項目、配偶関係について記入がない方についてはかなりの割合で離別の方が多くいらっしゃる。たまたま調査員が地元の方であつたら、その調査員がたまたま知っていたということで聞いてみると、やはり離別であったということになっております。また、調査票の設計上、上の4番の項目で上がっております。そういうことからすると、回答の早い項目で拒否感を示されますと、次につながらないという形になっております。

ですから、調査の実際を担当する部署から申し上げますと、願わくは、このままにしておいていただいた方がありがたいかなと考えております。

以上です。

○津谷部会長 ありがとうございます。

確かに、特に分析上、研究上、分けた方が有用ではないかという御意見があるわけですが、実査上これがネックになって、ここで回答を拒否されてしまいますと、調査自体が非常に厳しくなりますので、現場の方の御意見を踏まえまして、順番及び区分をこのままとさせていただいて、よろしいでしょうか。

厚労省は、分けていらっしゃるのでしょうか。

○厚生労働省 離別と死別は分けております。

それは、先ほど申しましたように、施策上、単身世帯の発生事由をより明確にしましょうということですので。そこは、厚生労働省がしますということと総務省の労働力調査ですということ、多分、調査員もきちんと説明しますし、ですから、客体の方々も厚労省が聞いているのねということで答えやすくなる部分ももしかしたらあるのかもしれませんが。

○津谷部会長 先ほども国民生活基礎調査は世帯調査であって、地域の社会保険事務所の方が調査票を配布されるということでございますね。

○厚生労働省 その部分は保健所の方が。

○津谷部会長 保健所ということで、これは労働力調査ということですので、調査の性格が少し違うということでございます。

ということで、今回はこのままの順番及び区分とさせていただいて、よろしいでしょうか。

では、御了承いただいたものといたします。ありがとうございました。

次は、同じく労働力調査「⑥探している仕事について」の「かたわらにしていく仕事」の表現についてでございます。問題提起がなされております。

御意見がございましたら、お願いいたします。

よろしいでしょうか。特段の御意見がないようですので、これは、このままにさせていただきたいと思っております。御了承いただいたものとさせていただきます。ありがとうございました。

次は、労働力調査の基礎調査票「⑩従業上の地位」でございます。この部分についての問題提起がございました。「1か月以上1年以下」を逆にした方が、通常とは違うけれども、読んでいくときに回答者の方が分かりやすいのではないかという問題提起でございますが、これについての御意見はございますか。選択肢の順番を引っくり返すということでございます。

廣松委員、もし御意見がございましたら、お願いします。

○廣松委員 これは確かに順番に読んでいったときに「1年超」「1年以下1か月以上」という方が素直といえば素直だと思います。その意味では変えることはいいのではないかと思いますけれども、それは調査実施部局の方でどうお考えか、そこを優先すればいいのではないかと思います。

○津谷部会長 調査実施部局である統計局の方、御意見はございますか。

○栗原室長 色々こういう御指摘があって調べてみたのですが、雇用保険法とか法律関係を見ても「○か月以上○以下」と以上の方から先を書く書き方になっています。従来、今までもそういう書き方でやってきておりますので、ここを「1年以下1か月以上」と先に「以下」を出した方が決定的に良くなるのか、そこまでは言えないのかなという気がします。人によっては逆に分かりづらいと思う人もいるのかなと思っておりますので、ここは変

えない方がよいかないと考えております。

○津谷部会長 ありがとうございます。

そのほか、水野谷専門委員、もし御意見がございましたら。

○水野谷専門委員 特にはなくて、私もこのままでよいかというぐらいです。

○津谷部会長 「1か月以上1年以下」でよろしいのではないかという御意見ですが、原専門委員、いかがですか。

○原専門委員 私も原案の方が素直に読み取れると思いました。

○津谷部会長 ということですので、これは原案のままで変更なしということで御了承いただけますでしょうか。

ありがとうございます。

では、御了承いただいたということで、今度は就業構造基本調査の「⑦あなたはふだん何か収入になる仕事をしていますか」、これは特にレイアウトの問題で、枠がないということと注意書きが左右に分散しているので、この部分が読み飛ばされてしまう可能性がないかなということでございます。

これについて御意見はございますか。もし統計局の方で何か御意見がございましたら、お願いいたします。

○栗原室長 結局、ここの記入の漏れとかが発生するのではないかという御指摘だと思うのですが、過去の調査状況を見ていますと、ここの漏れが多いということは特段ございません。

それから、配置につきましても枠でここだけ何で囲っていないかということなのですが、調査票を見ていただくと分かる通り、仕事をしている人から「A」の方に矢印で落ちて、仕事をしていない無業者の方は「B」に落ちるような振分けになっているのと、それぞれ注書きも対応する位置に配置している関係で、選択肢を全部左に寄せてとか、そういう単純な話ではないのです。

ということがありますので、ここは変更しないで元どおりでいかせてもらえればと思っております。

○津谷部会長 従来もこれで特段ここの無回答が多発したということはないということと、仕事をふだんしている人としていない人で色が分けられていて、矢印が示してある。ふだん仕事をしている人としていない人で注意書きの対象が変わってくるので、やはり見やすさという点で左右に分けて注意書きが書かれている。この原案のままでいかがかということでございますが、何か御意見はございますか。

白波瀬委員、何かございますか。

○白波瀬委員 過去に問題がなければ、よろしいかと思えます。

○津谷部会長 では、特段に御意見がこのほかないようですので、この原案のまま了承ということにさせていただきます。ありがとうございます。

では、引き続きまして、今度は「調査方法の変更」についてでございます。2点ござい

ますが、どちらも就業構造基本調査に関するものでございます。

それでは、資料5-1の審査メモに沿って1点目の「(1) インターネットを用いた回答方式の対象地域の拡大」及び2点目の「(2) コールセンターの設置」につきまして、金子調査官から御説明をお願いいたします。

○金子調査官 それでは、審査メモの18ページの下段の方を御覧いただければと思います。

「2 調査方法の変更」についてということで、これは就業構造基本調査の調査方法として、前回の平成19年調査で一部の地域において試験的に導入したインターネットを利用して回答を行う方式、いわゆるオンライン調査につきまして、その対象地域を原則として都道府県庁所在地、政令指定都市及び人口30万以上の市という形に拡大して実施するというものであります。

オンライン調査については、今、申し上げたとおり、前回調査で試験的に実施されたということのほか、最近では例えば平成22年の国勢調査では東京都において全区市町村で実施されている。また、平成23年社会生活基本調査では、全都道府県で実施されているという形で、かつ、おおむね円滑に実施されているということでもあります。

こうしたことから、今回その対象地域を今、申し上げたとおり、都道府県庁所在地、政令指定都市及び人口30万以上の市に拡大をする。これは標本調査区でいいますと約4割、1万2,000調査区に相当するところでありますけれども、こうした市において実施したいということでもあります。

オンライン調査については、その調査の効率化あるいは報告者負担の軽減につながるということで、その対象地域の拡大を基本的には適当と考えておるところでありますけれども、ただ、確認的な意味合いで2点ほど統計局に説明を求めています。

1点目は、例えば世帯の中で、親は紙の調査票で回答する、子どもはインターネットで回答するというように回答方法が分かれる場合、どのような対応を講じることになるのかということです。

2点目としましては、都市部の地域ではインターネット、それ以外の地域は調査票による紙の回答ということになるので、場合によってはそういった調査方法が異なる二つの地域が隣接するというケースも考えられるわけですが、このような場合、特段問題が起きることはないのかどうかということでもあります。

もう一点、このオンライン調査の対象地域の拡大に伴いまして、当然のことながら報告世帯からの照会も増えるであろうということで、民間事業者に委託してコールセンターを設置するということを計画しております。これにつきましては、今、申し上げたとおり照会等の業務が増えるということに加え、調査の円滑な実施にも当然、資するものであるということで、これも一応適当とは考えておりますが、2点ほど確認的な意味で統計局に説明を求めています。

20ページの上の方の論点に二つほど「○」で書いてあります。1点目は、そもそも前回調査のときのコールセンターへの照会実績等はどのような状況になっているのか。

2点目は、その際にうまくいった点とか改善すべき点でどのようなものがあるのかという点であります。

この関係の説明は、以上であります。

○津谷部会長 ありがとうございます。

調査方法の変更について2点ございます。まず「インターネットを用いた回答方式の対象地域の拡大」、今回は大変大幅な拡大が計画されております。これにつきまして、先ほど2点ほど問題提起というか確認事項が挙げられております。

これについて統計局から御説明をお願いいたします。

○栗原室長 お答えいたします。

資料5-2の8ページの下段のところになります。

1点目が、例えば世帯の中で親御さんは調査票で、子どもはインターネットという場合、どういう対応を講じるかということなのですけれども、そもそも今回、ログインIDを個人単位で配ろうと考えていますので、したがって、そういう意味で世帯の中でも提出方法が違ってそこは大丈夫なように対応するというところでございます。

対象地域が隣接する地域で相互に混在しているということなのですけれども、オンラインの導入自体は市町村単位で考えておりますので、そういう意味で混在しているということはそれほど想定してはおりません。そこは大丈夫かなと思っております。

○津谷部会長 ありがとうございます。

ただ今の御説明も踏まえまして、御意見、御質問があおりになる方は、どうぞお願いいたします。

地方自治体の代表の方で御出席になっている方、何か御意見はございますか。

○東京都 東京都におきましては、今回インターネットということになりますと、東京都全域でしていただくようお願いしてあります。そうなりますと、区市町村による混乱はありませんので、その点は心配要らないのですが、心配しておりますのはインターネットで回答する方はほとんど日中働いているとか学生で、日中いない方です。

結果の疑義照会を市役所とか区役所がしなければいけないときにインターネットで照会するのはセキュリティ上難しいという話がありまして、電話で照会するとなると、その方たちは日中いないものですから、夜に照会というのも区役所や市役所に残業してくださいという話になりますので、そこら辺が全然問題が起こらずに設計できるならばいいですけれども、その点が心配でございます。

○津谷部会長 疑義照会で昼間自宅にいない方に電話をしなくてはならなくなる。うまくいかなかった場合、残業できない、無理やりサービス残業させるのかということも含めて心配だという点でございますが、何かお答えがありましたら。

○栗原室長 お答えいたします。

まず、オンラインで回答する場合には、通常しているとおりの回答が完了しないと送れない仕組みを盛り込んで、回答漏れとかをそこで一次的にはブロックしようかと思っていま

す。それであってもなおかつ、例えばフリー記入欄とかそういうところをどうするかというのは残るかと思うのですけれども、それにつきましては、そういう問題があるところだけをリストアップして地方にはお伝えする仕組みを今、考えているところでございます。

それをもっといただいた上で、できるだけ正確性を担保するために、一義的には御努力いただくことにはなるのですけれども、どうしても昼間会えない世帯という場合には、なかなか難しいものがあるとは思いますので、そこはリストに基づいて可能な範囲で行っていただくことになるかと思います。

○津谷部会長 オンラインの調査票の設計についてまず考え、その他についても今、統計局で一応考えていただいているということでございますが、もしそのほかに御発言あれば、どうぞ。

○東京都 今の関係ですけれども、結局、難しいのは自由記入欄だと思います。自由記入欄でどうしても確認しなくてはいけないときに、どういうふうな確認方法がいいのか。一番いいのは、セキュリティを確保したインターネットで質問できれば一番いいと思いますけれども、何かいろいろと工夫していただいているようですので、よろしく願いいたします。

○津谷部会長 すみません、一つお尋ねします。

自由欄で疑義がある方は、コールセンターの対応とも後で結び付いてくるのですが、コールセンターは日中だけということなのでしょうか。

○栗原室長 まだ時間までは決まっていないですけれども、朝8時から夜9時ぐらいまでは土日、祝日も含めてそこは開く形になるかと思います。

○津谷部会長 24時間ということは無理にしても、大体おうちにお帰りになってからの夕刻、夜までということと、土日にコールセンターが開いているということで、そういうことも含めて何らかの対応も可能かなと考えました。

そのほかに御意見、ほかにございませんでしょうか。

○大阪府 大阪府です。

オンライン調査をしていただくことについては、世帯系の調査は大変不在世帯が多くて面接ができない、それが結果として調査票が回収できないということがあります。そういったことからオンライン調査を一定程度、導入していただいて、回収率の向上に努めていただくのは非常にありがたいかなと思っております。

ただ、先ほど東京都さんもおっしゃいましたけれども、一つは出てきた調査票をどのようにして審査するのかという審査体制を十分考えていただきたいかなと思っております。これは自由記入欄ですね。例えば産業分類について、これでは十分な産業分類ができない、もう少し詳しい情報が要るのだということを、例えば2か月も3か月も経ってから突然言われても、なかなか世帯さんに連絡ができない。

できるだけ速やかな連絡をしていただくとともに、先ほど東京都さんがおっしゃいましたように、なぜインターネットで回答されたか。会えない方がいらっしゃる。とすると、

その方に面接して聞きに行ってくださいと言われても、なかなか聞きに行けない。その辺を十分検討していただいて、調査手法と審査手法を御検討いただければと思います。

以上です。

○津谷部会長 ありがとうございます。

要望ということで、インターネットを使って回答された方のフォローを、特に自由回答ができる部分についてお願いをしたいということでございます。よろしいでしょうか。

○栗原室長 はい、そこは検討したいと思います。

○津谷部会長 分かりました。

そのほかに何か。

では、手短にお願いします。

○白波瀬委員 これまでのところで何が一番問題だったかを確認できるととてもよいと考えます。一つ基本的な質問なのですが、回答は当然1か所に返ってくるのですね。要するに、インターネットで回答して、都道府県さんにまた戻すということですか。

○津谷部会長 簡単に御説明をお願いいたします。

○栗原室長 オンラインでの回答自体は一律に国に集まるようになります。その中で先程申し上げたのは、不備があったところを私どもでピックアップして、それでなるべく早く地方にお伝えするような仕組みを考えております。

あと、実際にオンラインでどの世帯が返しているかとか調査状況の確認については、調査を行う中で別途各都道府県から専用回線でリアルタイムで見られるようになります。

○津谷部会長 最初の御質問の、前回の調査の標本調査区の3パーセントを対象に試験的にオンライン調査をしたときの特別な問題点はということですが。

○栗原室長 前は規模も小さかったこともあって、特に大きな問題になったものはなかったかと思います。

○津谷部会長 よろしいでしょうか。

これにつきましては、様々な対策を事前に想定して、できる限りの対応をしていただくということで、御了解いただけますでしょうか。

では、次の「イ コールセンターの設置」についてでございます。これについても2点ほど問題提起というか確認があったかと思います。

それにつきまして、統計局から御説明をお願いいたします。

○栗原室長 資料の9ページになります。

1点目が平成19年調査時の照会実績ということでございますけれども、回答で書いてございますとおり、前回は1日当たりの入電件数という点では8月が18.2件、9月が176.2件、10月が227.8件ということで、全期間の平均では147.5件。1日当たり最も多かったのは、調査日10月1日の約900件となっております。

インターネット調査に関するものでいきますと、8月が0.06件、9月が3.5件、10月が38.0件ということで、全期間の平均では21.8件でございました。1日当たりで最も多

かったのは10月7日の120件となっております。

なお、時間帯別で見えますと、通常調査、インターネット調査ともに午前中に入電が多く、夕方以降に減少するという傾向が見られたということで、あくまでも平成19年調査の結果ではそうなおるといってごさいます。

コールセンター設置、運営についてうまくいった点、改善すべき点ということですけども、メリットとしましては市区町村への直接の問い合わせが減少したということですか、市区町村職員のそれだけ照会対応事務の軽減を図る部分がありましたので、その部分を実地調査のトラブル対応ですとか調査員のフォローなどに振り向けるということに寄与したのかなと思っております。

一方、検討事項としましては、設置期間中のオペレーターの座席数の適切な配置とか、非協力的な世帯がいた場合、どう説得するかとか、そういった辺りのオペレーターへの研修なども含めまして、前回の結果を踏まえて今回よく整理して、また検討していきたいと考えております。

以上です。

○津谷部会長 ありがとうございます。

ただ今の御説明も踏まえまして、御意見、御質問がおありになる方は、どうぞ御発言をお願いいたします。

よろしいでしょうか。それでは、この件については特に御意見がないようですので、御了承を頂いたものとさせていただきますと思います。

引き続きまして、本日は、集計事項の変更について委員の方々からも御要望や御意見をいただいております。それから、基幹統計の指定の変更（名称の変更）について、これについても御審議いただかなくてはなりません。そして、労働力調査、就業構造基本調査、前回答申における今後の課題への対応状況、これについてもここでおさらいというか確認させていただきたいというものがございまして、もうあと残り時間が7分になっております。今、審議を始めてしまいますと、おそらく時間を相当オーバーしてしまいます。今日、予定されたものを全部審議することができませんでしたが、これにつきましては、次回の第3回の部会に先送りにさせていただきます、対応させていただくということでよろしいでしょうか。

どうもありがとうございます。

ということで、若干時間は残しておりますけれども、本日の審議はここまでとさせていただきます。次回の部会までに整理していただきたいということが若干出てまいりましたが、これにつきましては、次回の部会までに統計審査官室及び統計局で御準備いただけるものと思います。

廣松委員、どうぞ。

○廣松委員 もう時間は取らせませんが、今回改めてというか初めてかな、労働力調査の基礎調査票、特定調査票、就業構造基本調査の調査票を横に並べて眺めてみて、これは労

働力調査と就業構造基本調査それぞれ、今まではどちらかというと独自にやってきたものですからあれですが、特に特定調査票の調査項目で就業構造基本調査と重なっているものが幾つかあって、そのこと自体は問題ではなくて、選択肢の並べ方が少しずつ異なっている。

もちろん、どちらかという、就業構造基本調査の方が選択肢はたくさんある。そのこと自体はそれでいいと思うのですけれども、並べ方がばらばらになっているところがあって、その辺を一度、御検討いただければなと思いました。

具体的には例えば労働力調査の特定調査票の方でいきますと、「C 2」と就業構造基本調査の「B 6」。それから、特定調査票の「D 2」と就調の「C 4」。同じく特定調査票の「D 6」と就調の「C 3」。項目は同じなのですが、選択肢の並べ方が違う。それはそれぞれ経緯があるから致し方がないかもしれませんが、そこを御検討いただければと思います。

○津谷部会長 よろしいでしょうか。

三つほど、同じ質問だけでも回答の選択肢の並べ方が少し違うという御指摘でございますが、先ほどの重複についての選択肢の順番をもう一度だけ確認いただいて、整理をさせていただいて、その結果を次回の部会で御説明いただいでよろしいでしょうか。

○栗原室長 分かりました。

○津谷部会長 どうぞよろしく願いをいたします。

それでは、次回の部会につきまして、金子調査官から御連絡をお願いいたします。

○金子調査官 それでは、次回の部会につきましては、12月9日金曜日の14時から本日も同じこちらの会議室で開催いたします。

今回は、本日宿題とされました事項に対する整理を行った上で、本日審議できなかった部分、集計事項、基幹統計の名称、また前回答申への対応、こちらについて御審議いただきたいと考えております。

また、第1回目の部会の冒頭でも申し上げましたが、統計委員会における樋口委員長の御発言、いわゆる雇用関係については厚生労働省などの調査との調整を図りつつ御審議いただきたいという御発言でありますけれども、こういったものを踏まえまして他の統計との関係について御審議いただきたいと考えております。

具体的には、労働力調査や毎月勤労統計調査等における「従業上の地位」の関係、あるいは基本計画において厚生労働省が整備することとされている非正規雇用に関する継続的な調査との関係などについてです。

この関係では、今回は私どもの統計基準担当の統計審査官も出席することとしております。また、統計局や厚生労働省を始め、関係する審議協力者の皆様方におかれましては、資料準備等の関係で御協力を賜りますよう、よろしく願いいたします。

もう一点でありますけれども、実は先週の統計委員会におきまして第1回目の部会の結果概要を部会長から御報告いただいたところではありますが、その際、樋口委員長から御発言がございました。具体的には、今日お手元にも資料1としてお配りしておりますが、結

果概要の4ページ目「非正規雇用に使った理由」の部分ですけれども、育児と介護が一つの選択肢とされていることにつきまして、委員長からはできれば分けることができないのかといった御発言がございました。これを踏まえまして、一応統計局にはどのような整理が可能か現在、検討をお願いしているところであります。

したがいまして、その結果につきましても次回の部会で御報告していただき、審議を行うこととしております。

なお、本日お配りしている資料でございますが、前回と同様、必要なもののみお持ち帰りいただきまして、その他のものはそのまま机の上に残しておいていただければ、私ども事務局で保管しておきますので、そのままの形で結構でございます。また、次回の部会においてお渡ししたいと考えております。

ただ、もしお持ち帰りいただく場合は必ず次回の部会に御持参いただけるように、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○津谷部会長 本日の部会の結果概要でございますが、次回12月9日金曜日に開催予定の第3回部会の結果概要と併せまして、12月16日金曜日に開催が予定されております内閣府統計委員会で私から御報告をさせていただくこととなっております。

なお、部会の結果概要につきまして、事務局から事前に御照会をいたしますので、その際は御対応のほど、よろしく願いをいたします。

以上をもちまして、本日の部会は終了とさせていただきます。長時間の審議、ありがとうございました。